

2018年度予算編成にあたっての

要 望 書

2017年11月

日本共産党神戸市会議員団

目 次

各 局 要 望 2

市長室（国際関係）	2
危機管理室	3
企画調整局	9
行財政局	8
市民参画推進局	13
保健福祉局	17
子ども家庭局	28
環境局	33
経済観光局	38
建設局	43
住宅都市局	47
みなと総局	53
消防局	57
水道局	59
交通局	61
教育委員会	65
選挙管理委員会	72
農業委員会	72

各 区 要 望 73

東	灘	区	73
灘		区	79
中	央	区	83
北		区	87
兵	庫	区	90
長	田	区	94
須	磨	区	96
垂	水	区	100
西		区	106

神戸市長 久元喜造様

2017年11月

日本共産党神戸市会議員団
団長 森本 真

2018年度予算編成についての 要 望 書

安倍政権は「国難」打開をかかげ10月に総選挙を実施し、第4次安倍内閣が発足をしました。選挙期間中に安倍首相は、丁寧な説明を約束しながら一切口にしなかった「森友・加計」疑惑の解明には引き続き、背を向け、会期の短縮や野党の質問時間の削減を狙うなど、一段と独裁的な国会運営の姿勢を公然化させています。

また、安倍政権は「国際競争力の強化」を口実に、地方自治体にたいしては、大企業のもうけのための大型開発と「規制緩和」を押し付ける一方、住民の福祉と暮らしの破壊、公共施設の廃止・集約化、自治体窓口業務と公共施設運営の民営化をすすめ、地域経済の低迷・衰退に拍車をかける政策を強行しています。

安倍政権のもとで、新自由主義的な経済政策が地方自治体にも押し付けられ、地方政治をめぐる矛盾が深刻になっているもとで、福祉と暮らしを守るという地方自治の原点を取り戻し、切実な市民要求を実現することが強く求められています。

日本共産党議員団として、2018年度予算編成にあたり、次のような基本姿勢で臨んで頂くよう要望いたします。

第1に、くらし応援・福祉・子育て支援の充実を第一とすること。

第2に、大企業応援、企業誘致・新産業偏重の経済対策をあらため、既存の中小業者の仕事づくりと雇用の安定のための直接支援を行うこと。

第3に、安倍政権に追随し、「国際競争力の強化」を口実にした三宮一極集中による巨額の投資ではなく、地域バランスのとれた生活密着型の投資をすすめること。

第4に、施策決定にあたっては、幅広く市民の意見を聞き、約束を守り、その声を予算編成に反映させること。

第5に、日本国憲法を市政にいかすとともに、市民の命とくらしを守ることや平和と民主主義を守るためにも国や大企業に対して積極的に意見を述べること。

以上のような観点を前提に、具体的な項目について、以下要望します。ぜひ、予算案に反映して頂きますよう、お願いいたします。

——各局要望——

市長室（国際関係）

- 1 在住外国人へのサービス向上のため、神戸市と行政区の歴史、文化、産業などを紹介する多言語のパンフレットの充実やホームページをニーズに合わせて充実すること。
- 2 公共施設の案内表示板には、海外旅行者にもわかりやすく多言語表示とともに、平易な文章やルビを打つなど、在住外国人への丁寧な案内につとめること。
- 3 在住外国人に対する日常生活支援策を強化すること。また日本語教室などのさらなる充実とともに生活習慣等とともに学べるようにすること。
- 4 海外移住と文化の交流センター及び神戸国際協力交流センターの在住外国人支援事業への支援を強めること。相談日の拡大や相談時間の延長など工夫すること。外国人NPOへの支援を強めること。
- 5 市または神戸国際協力交流センターの事業として医療通訳派遣制度をさらに拡充すること。
- 6 民間医療機関での医療通訳派遣制度がひろがるよう推進すること。
- 7 民間の国際交流を広めるため、派遣・招へいのための助成制度をつくること。
- 8 定住外国人の地方参政権実現を国に求めること。

危機管理室

- 1 地域防災計画の基本理念「自己決定力の向上」という考え方は、公的な責任を放棄するものであるため、見直しをすること。
- 2 各局の施策ではなく、危機管理室として防災・減災対策の施策を実施すること。
- 3 危機管理室の役割にふさわしい適切な職員増員とスキルアップをはかること。
- 4 危機管理マニュアルを毎年見直すとともに、マニュアルに基づく訓練を消防局などと連携しておこない、災害への対応能力の向上をはかること。
- 5 災害時の正確な状況を市としてつかむとともに、安全対策や復旧事業について、被災者や市民に説明し、出される要望に丁寧に対応すること。
- 6 災害発生時に、市民が災害情報に速やかにアクセスできるよう、緊急時の電話回線の増設、インターネットサーバーの増設など回線がパンクしないように対策を講じること。また、雷対策も講じること。
- 7 避難所や福祉避難所において、障がい者、特殊病態や高齢者・新生児・乳児・小児・妊婦などの対応を想定し、備蓄や必要備品を充実、バリアフリー化をすすめること。
- 8 帰宅困難者を受け入れる為に既存施設の活用を広めること。JRなど鉄道会社などにも申し入れを行うこと。
- 9 災害警戒区域内にある避難所の安全対策を強めること。
- 10 災害時及びその可能性が高まった時の避難情報は、住民に広報できる体制をとること。
- 11 自然災害だけでなく市民生活を脅かす様々な「危機」に対し機敏で適切に対応するため、休日・時間外であっても迅速に対応できる窓口を設置すること。また、市民に広く広報すること。
- 12 「コミュニティ安全マップ」は適宜更新すること。「危険箇所」を解消するため、関

係機関にはたらきかけること。海岸部においては「津波編」、急傾斜地においては「土砂災害編」などに分けて市民にわかるように広報すること。未作成地域解消に向けて、危機管理室が積極的役割を果たすこと。

- 13 危機管理センターの展示室を充実し、多くの市民が訪れるよう広報を強めること。
- 14 デジタル防災無線について、津波や土砂災害対策など近隣住民が内容を聴き取れるように、屋外スピーカーの改善と追加配置をはかること。また、緊急時の避難誘導がスムーズに進むよう点検と訓練をおこなうこと。
- 15 南海トラフ大地震を想定し、企業も参加した避難訓練など総合的な対策をとること。
- 16 津波対策として、避難ビルを早期に増やすこと。津波の威力等についても常に広報をおこなうなど、市民の認識を高めること。
- 17 従来の常識を超える地域的な集中豪雨が各地で発生している。また、地域の特性に応じた防災・水害対策を再検討し、ハード面も含めて安全対策を強化すること。
- 18 神戸市として液状化被害を含め、各種の災害の予想マップを整備すること。
- 19 オフィス街の地震・津波対策について、個別事業主まかせにせず、総合的な対策を検討する場を設定すること。
- 20 原発事故の発生に備えた防災計画・避難計画をたてること。
- 21 ポートアイランド第2期内の企業や病院とともに防災計画を策定すること。
- 22 ポートアイランド第2期に集積する動物や病原体などの実験施設で、どんな病原体を使用し、どのような実験がおこなわれているのかを国まかせにせず把握し、バイオハザード対策をとること。
- 23 危機管理室の責任においてコンビナート地域の防災・安全対策を強化するため事業者、労働者、住民を交えた検討委員会をつくること。
- 24 家畜伝染病の発生・蔓延防止に向けた防疫体制の強化に取り組むこと。

- 25 暴力団事務所対策は、長期化せずに解決するように、訴訟等が迅速に進められるよう費用等の支援を具体化すること。
- 26 暴力団の分裂に伴う抗争から市民の安全を守るため、関係局・他団体と連携して活動すること。
- 27 「国民保護計画」については、戦争協力につながるようなものの具体化、訓練はおこなわないこと。
- 28 防災訓練への米軍参加はさせないこと。

企 画 調 整 局

- 1 マイナンバー活用は本人の意思を尊重し、強制しないこと。活用範囲も広げないこと。行政による誤送付もおこっており、取り扱いについては慎重を期すると同時に、事業所への一方的な通知は中止すること。
- 2 政府いいなりの「神戸創生戦略」をやめること。
- 3 各区の基本計画の推進と改訂にあたっては、住民の意見を反映すること。
- 4 公民大学連携のPPP、PFIの推進をやめること。
- 5 関西電力にたいして、原発の再稼働中止と原発からの撤退を求めること。
- 6 インナー地域に、若年世帯・子育て世帯の受け入れや、定住人口の増加につながるインセンティブ策などを検討すること。
- 7 地下鉄海岸線沿線の活性化や乗客増対策について、企画調整局が中心となって全庁的に検討すること。乗車料金の値下げも検討すること。
- 8 神戸空港と関西国際空港を結ぶ海底トンネル（事業費7,000億円以上）は、計画そのものを中止するよう、県に働きかけること。
- 9 万博誘致とその効果に頼り、さらなる不要不急の事業を拡大することは中止すること。
- 10 莫大な費用がかかる国道2号線の地下化構想は中止すること。
- 11 「国・地方の役割分担論」による乱暴な自治体の再編は、大震災など日本全体でとりくむ課題にこたえることはできない。「特別自治市」や道州制には反対すること。
- 12 市独自の企業拠点・移転補助制度は、廃止すること。
- 13 企業呼び込み型の支援策はどこの自治体でも行われているが成功していない。エンタープライズゾーン条例は廃止すること。

- 14 外国・外資系企業オフィス賃料への補助は廃止すること。
- 15 奨学金返済支援基金は、市内の企業で働き在住する若者へ対象を広げること。
- 16 若い世代が神戸で正社員として働ける場を広げるよう、企業に働きかけること。

医療産業都市構想について

- 17 医療産業都市構想や「国家戦略特区」など特区推進は、医師会をはじめ医療関係者からも反対意見が多いことから、構想の中止をふくめた抜本的な見直しを行うこと。
- 18 経済効果の報告は、労働実態の調査や市内中小企業への調査を行い、現実的な影響調査をおこない、構想そのもののあり方を見直すこと。
- 19 「国家戦略特区」の指針にもとづく推進をやめ、胎児期からの遺伝子データを収集するマイナンバーを活用した「ヘルスケアシステム」、神戸市独自の先制医療保険制度の創設、1400床の「国際医療拠点」化、未承認医薬品の提供などをしないこと。

外郭団体について

- 20 外郭団体のあり方について市民参加で全面的に見直しをおこなうこと。外郭団体の破たんについては、神戸市の責任を明確にするとともに、安易な支援を行わないこと。
- 21 外郭団体への幹部職員の天下りは禁止すること。
- 22 関西国際空港株式会社、先端医療振興財団への出資・貸付は中止すること。
- 23 海上アクセスの運行は中止すること。
- 24 出資率25%未満の団体についても、広く情報を公開し、市民に実態を周知すること。
- 25 FOCUSスパコンの利用は、一部の大企業にとどまっており、市内中小業者に利用されていない。計算科学振興財団は解散すること。
- 26 医療産業都市構想への、外部団体からの寄付をやめること。

27 ポスト「京」の推進は、国の戦略そのままに、安易な支援はすすめないこと。

行 財 政 局

- 1 行革2020で市民サービスの後退となる見直しはやめること。また公的責任の後退につながる民間活力導入は中止すること。
- 2 市民サービスの向上、災害時対策などの観点からも、職員削減ではなく、必要な部署には積極的に人員増を行うこと。
- 3 公共料金の値上げは行わないこと。
- 4 消費税10%への増税に反対し、国に意見をあげること。
- 5 地方交付税について、交付額引き上げや大都市特有の財政状況を反映できる仕組みづくりを国に求めること。
- 6 創生交付金は市民の福祉や暮らしに役立つ施策にすること。
- 7 トップランナー方式の交付金制度は廃止するよう国に求めるとともに、指定された民営化を安易に行わないこと。
- 8 地域のネットワークを破壊する施設の統廃合は行わないこと。
- 9 市の遊休地・未利用地については、市民の声を聴き、福祉・教育分野等最大限有効活用すること。売却を原則としたやり方は改めること。
- 10 神戸空港事業には管理収支やコンセッションも含め、市税は一切投入しないこと。空港整備事業会計への地方交付税相当額及び航空機燃料譲与税などの一般会計繰入をやめること。
- 11 市税徴収に際して、市民の暮らしや営業実態を無視した差し押さえの強行など、徴税強化が進められている。区役所で相談できる体制にもどし、納税者の権利を尊重した対応を行うこと。対応は電話受け付けも含めて正規職員で行うこと。
- 12 市税などの徴収にあたっては、法と条例に基づいて「納税の猶予」の申請用紙を窓口におき、制度について十分な説明を行うこと。「換価の猶予」については納税者の意思

を尊重し、猶予の適用や分割納入など柔軟な対応を行うこと。

- 13 この間、28年度決算を含め、6年連続で黒字となっている。財政調整基金に積み立てるだけでなく、子育て支援、中小企業支援、災害対策など市民に早急に還元すること。

契約・入札制度について

- 14 市が発注する官公需において、質の確保とともに、そこに従事する人たちの生活を守るため、公契約条例を制定すること。
- 15 市の委託事業で働く労働者の労働条件がどのようになっているか、調査し、問題があれば是正すること。
- 16 官公需の発注にあたっては、地元中小企業に優先発注すること。またダンピング入札を防止する対策をとること。
- 17 各局の小修繕（緊急以外）については、地域の事業者が受注できるよう「小規模事業所登録制度」をつくること。また、新規事業者が参入できるような対策を講じること。さらに、発注価格がきわめて低額となっている事例が多い。適正価格で発注すること。また、区役所に受付窓口を設置すること。
- 18 地元企業の受注機会の拡大のため、分離分割発注をすすめること。「緊急経済対策に係る公共事業等の適正な施行促進について（通知）」に基づいて執行状況を点検し改善を行うこと。
- 19 指定管理者制度では、低賃金など雇用不安を解消すること。市民生活に直結するような施設等は直営に戻すこと。
- 20 大企業による下請けいじめを監視し、法違反などがある場合は指名停止を含め、強力な指導を行うこと。
- 21 入札制度は一般競争入札を原則とし、談合など企業犯罪に対しては、指名停止処分期間の延長や契約の取り消しなど、厳正な対処を行うこと。
- 22 落札率が異常に高い場合、談合の有無を詳しく調査すること。また不正を防止する入札制度に改善すること。

23 神戸市の公共事業を受注している企業への、市の幹部職員の天下りを禁止すること。

若年層雇用対策について

24 青年の雇用状況が改善しない。市として、青年の正規雇用を増やすために努力すること。ブラック企業・ブラックバイト根絶に向けて対策を行うこと。

25 高校生の就職難解消について、教育委員会まかせにすることなく、全市的な取り組みを行い、就職率の向上につとめること。

憲法順守・平和行政について

26 憲法施行70周年にあたり、「憲法を尊重し擁護する義務を負う」（憲法99条）立場を明確にし、市として記念行事を行うこと。

27 「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づいて実施されている非核証明書の提出を義務づける措置をいかなる状況でも厳守することを明確にすること。

28 神戸市の「非核平和都市に関する決議」「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を市の主要な公共施設に掲示すること。

29 武器装備移転3原則の撤回を国に求めること。

30 平和行政を担当する窓口を設置すること。

31 神戸空襲の資料など、戦災資料も含めて展示する平和資料館を建設すること。

32 非核3原則の法制化を国に求めること。

33 平和首長会議参加都市として、国に核兵器禁止条約の批准を求めること。

34 安全保障法制や特定機密保護法、共謀罪の廃止を国に求めること。

35 憲法を守る集会を「政治的中立を損なう」などとして、後援を拒否している。市として憲法遵守の立場から、日本国憲法を擁護する取組に積極的な支援を行うこと。

職員について

- 36 非正規職員の給与引き上げ等労働条件等を改善するとともに正規化を行うこと。任期付き職員を含め有期雇用はやめ正規職員にすること。
- 37 市職員の長時間労働を規制するとともに、業務増については、正規職員増で対応すること。
- 38 「コンプライアンス条例」の運用にあたっては、市政に対する職員の自由な発言等を規制するようなことがないよう、改善すること。
- 39 公務職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどについては、事実関係を調査の上、被害者の人権を尊重して対処すること。
- 40 市政の現状に対する評価も含めて、職員の自由な討議を保障すること。
- 41 一般職員の給与体系に、能力給制度は取り入れないこと。また、管理職による人事評価制度は廃止すること。
- 42 神戸市として知的障がい者も計画的に雇用すること。

外国語大学について

- 43 外国語大学に対する運営費交付金は減額せず、増額すること。
- 44 外国語大学の学生のコミュニケーション能力を高める取り組みを行うこと。
- 45 2部の授業の充実を行うこと。

市民参画推進局

区役所・支所・出張所について

- 1 出張所・支所の取り扱い業務を増やし、住民の身近なところへ区役所機能を充実すること。再整備にあたっては、区民の意見を聞き、現在の区役所機能を後退させないこと。
- 2 開発団地など一定規模人口のある地域には新たな出張所や臨時窓口を開設すること。
- 3 職員を増員して、土日開庁や受付時間の延長を恒常化すること。
- 4 窓口業務は専門的知識が必要となるため、正規職員を増員し、体制を強化すること。
- 5 総合窓口設置をこれ以上拡充せず、導入効果を検証すること。社会保障・税番号制度導入を前提とした総合窓口化や窓口業務のアウトソーシング、郵送・電子申請業務の外部委託は、行わないこと。
- 6 小修繕事業についての統一した窓口を区役所につくること。
- 7 区役所を所管する原局として、中央区役所の移転計画を撤回すること。また、隣接する勤労会館の移転計画も撤回すること。
- 8 葺合文化センターは元の場所で運営すること。生田文化会館も現地で存続すること。
- 9 子どもの貧困の深刻化に対応し、各区役所に相談窓口を設置すること。また、各部署が連携して、情報の共有化、実態把握に努めること。

市民生活について

- 10 「くらし支援窓口」ではなく、盛岡市や野洲市が実施している施策を実施すること。多重債務者からの相談を、市として解決する体制をつくること。
- 11 消費者センターに、相談件数にふさわしいスタッフを確保すること。新手の詐欺などの情報収集と対策の研修につとめ、広報・相談体制を強化すること。

- 12 介護事業所のヘルパーなどと協力して高齢者が被害にあわないよう、対策を強化すること。
- 13 キャッチセールスやマルチ商法、ネット商法を悪用した詐欺商法、悪徳商法による青年の被害をなくすために、中・高・大学・専門学校などとの連携をはかり、啓発・相談活動を強めること。また地域の住民や団体を対象にした自主的な消費者教育運動への支援を強化すること。
- 14 物価モニターによる物価調査で得た情報に基づいて、便乗値上げがないか調査し、その結果を公表するとともに、物価安定市民会議等で他局に働きかけ、市民生活を守る施策を提案すること。

市民参画について

- 15 住民投票条例を制定すること。
- 16 行政への市民参画を進めるにあたって、ワークショップや審議会だけでなく、企画、計画段階での幅広い市民参加を重視し、市民意見をとり入れた施策となるよう改善すること。批判的意見にも率直に耳を傾け、事業の中止、修正等も行うこと。また、市民意見への回答は、画一的でなく、個別に丁寧に行うこと。
- 17 「神戸市民の意見提出手続きに関する条例」（パブリックコメント条例）は、市民の意見を聞いて、行政がそれを取り入れる、という制度の趣旨をいかして、市民からの意見で「反対」や「批判」が多いときにはその意思を尊重し、必要な政策変更等も柔軟に行うこと。
- 18 マスタープランなど神戸の将来構想を決める場合は、パブリックコメントにとどまらず、幅広く市民・区民が参加して議論し、提案を取り入れる条件を確保すること。

青少年対策について

- 19 勤労会館内の青少年会館を移転させないこと。
- 20 青年が利用する施設でアンケートを実施するなど、青年の意見を市政に反映させる機会をふやすこと。

情報公開と個人情報保護について

- 21 情報公開は原則公開の立場をさらに徹底し、市民の知る権利を保障すること。また、市民から求められた情報のすみやかな開示をすすめること。そのためにも、できる限り手続きを簡素化し、実施機関内の議論、決済等を円滑にすすめること。
- 22 情報公開の窓口は個人情報をふくんだ情報を扱うことから、外注せず、直営正規職員で対応すること。
- 23 市の施策・事業の意思形成過程の透明化のためにも、市内部での議論等の記録化を進め、市民に公開すること。
- 24 現在、市民の中では外郭団体に対して厳しい目が注がれている。出資率25%未満であっても、市の財源が使われている以上、市民に対して情報を公開する責任がある。全ての外郭団体を情報公開条例の対象とすること。
- 25 神戸市がおこなうアンケートに記載された自由意見については、データ化し公表すること。

地域活動支援について

- 26 地域コミュニティ施策基本指針は見直すこと。
- 27 地域コミュニティの改善を図ること。高齢化が目立つ地域や団地自治会への援助を強め、市民の地域活動を活性化させること。

DV被害者支援について

- 28 DV被害者に対する相談体制を24時間体制に拡充すること。
- 29 DV被害者が入居できる市営住宅を増やすこと。また、入居条件を緩和するなど、迅速な対応ができるようにすること。
- 30 当面の生活資金貸付制度などを創設すると同時に、現行制度を利用しやすいよう改善すること。また、そのために関係機関との協議を強めること。

- 31 DV被害者を根絶するため、DV加害者の更生について前向きに検討し、デートDV施設対応を含め対策を講じること。

その他について

- 32 シルバー人材センターの仕事を受注する部署の人員を増やし、仕事確保につとめること。受託にあたっては配分金の増額を推進し、兵庫県の最低賃金以上の受注を条件とすること。
- 33 LGBTの啓発の強化を行うこと。
- 34 「太陽と緑の道」の整備を進め、誰でも自然に親しめる環境を整えること。

保 健 福 祉 局

- 1 民生委員・児童委員の欠員については、区の職員も協力して欠員をなくすよう努力すること。
- 2 ふれあいのまちづくり協議会への活動助成は、助成額を引き下げないこと。
- 3 見守り推進委員については、引き続き継続するとともに人員を増やすこと。

医療費負担の軽減について

- 4 医療費の窓口負担の軽減を進めるよう、国・県に働きかけるとともに、市独自でも医療費助成制度を拡充すること。
- 5 県市共同事業の福祉医療制度は、県下の自治体と共同して県に施策の拡大を求めると。
- 6 75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担を無料にすること。
- 7 老人医療費助成制度の窓口負担を軽減すること。また交付は、申請制度から交付制度に改めること。さらに、高額医療費の申請による償還払いをやめること。
- 8 福祉医療制度の所得制限をなくし、窓口負担もなくすこと。
- 9 無料低額診療は、実施する医療機関を増やす努力を行うとともに、神戸市独自の制度として薬局（薬剤）に対して無料低額診療と同様の施策を実施すること。
- 10 幼児歯科健康診査を親子歯科健康診査制度とし、フッ化物塗布も無料とすること。

医療体制の充実について

- 11 産科、小児科、救急など医師・看護師等医療スタッフの確保や養成対策の強化をはじめとした市内医療圏の医療体制をさらに強化すること。
- 12 西区の小児科急病診療所を体制強化するとともに、北区に同様の施設を増やし、小児

救急に即時に対応できる体制をくること。

- 13 産科病床設置促進及び医師確保のために助成制度を創設すること。

市民病院群について

- 14 中央市民病院および西市民病院において、医師・看護師不足の解消にとりくむこと。
また、中央市民病院は総合周産期医療センターの機能を拡充すること。

- 15 市民病院群の差額ベッド代は徴収しないこと。

- 16 中央市民病院が、医療産業都市構想の中核施設の役割を担うことは、保険外診療に道を開くことにつながる危険性が高くなる。市民病院としての理念を堅持し、標準医療を確実に実施すること。

- 17 市民病院については、独立行政法人ではなく直営に戻すこと。

- 18 非紹介患者初診料や分娩介助料を値下げすること。

- 19 西市民病院の医師体制を強化し、24時間365日の救急体制を維持すること。

- 20 西市民病院の災害防災拠点としての役割を強化充実すること。

- 21 西市民病院の眼科へ常勤医師を配置し、入院・手術ができるようにすること。

- 22 西市民病院で重度障がい者が入院した際に付き添わないでよい体制をつくること。

- 23 西神戸医療センターの小児救急を毎日24時間体制に戻すこと。

保健・衛生施策について

- 24 各区の保健センターを改め、各区に保健所を設置すること。

- 25 地域の医療機関だけでなく、医療センター市民病院と西神戸医療センターに、健診部（健診センター）を設置し、希望者に対して特定健診やガン検診を行うこと。

- 26 「偽装ラブホテル」の進出を許さないため、規制を強めること。既存のホテルについては抜き打ち調査等、監視・指導を強化すること。旅館業法に関する条例改正については、市の権限を強化する内容とすること。
- 27 動物愛護条例を制定し、動物愛護計画をつくり、実施すること。
- 28 捨て犬・猫の殺処分をなくすための里親制度や広報を強めること。避妊手術については、全額助成すること。また、NPOへの助成を強めること。飼い主へのマナーの向上がはかれるよう啓発すること。
- 29 狂犬病予防接種の徹底と対策を拡充すること。

健診事業・予防接種について

- 30 神戸市民健診を休日も実施するとともに、各種健診事業の広報を強め、受診率を高めること。
- 31 特定健康診査の受診率を上げるために、通年受診できるよう改善すること。また、地域ごとの集団健診も実施するよう改めること。
- 32 子宮頸がん、乳がん検診の「無料クーポン券」を20歳から60歳まで、毎年配布して受診率を高めること。
- 33 おたふくかぜ、ロタウイルスなどのワクチン接種助成を行うこと。
- 34 胃がん検診にバリウムだけでなく内視鏡検査も導入すること。
- 35 高齢者の特定健康審査に人間ドックも加え、助成を行うこと。
- 36 結核ゼロをめざし、健康診断や予防接種、結核治療、患者管理などを充実すること。
- 37 結核検査の受診率を引き上げるために広報を強めること。
- 38 近隣市と比べ、割高なインフルエンザ予防接種費用の軽減のため、補助は拡充すること。

39 子宮頸がんワクチンの副作用について調査し、被害者を救済すること。

40 肝炎ウイルス健診の個別勧奨を実施すること。

難病患者対策について

41 難病対象となる特定疾患をさらに拡大し、医療費の自己負担の廃止を国に強く求めること。

42 神戸市の難病患者の実態を正確に把握し、実態に即した支援をおこなうこと。また、震災時などの大規模災害に対して、支援できるシステムを構築すること。

43 NPO法人「難病団体連絡会」との関係を強め、会の要望に誠意をもってこたえること。

44 小児慢性特定疾患の治療経験者に対しては国に求めていくとともに、18歳・20歳を超えても市独自で治療費助成を継続すること。

高齢者福祉について

45 敬老優待乗車制度は無料制度にもどすこと。また、神戸電鉄をはじめ民間鉄道についても利用できるようにすること。

46 地域包括支援センターの体制を強化するために、人的配置をふやすなど必要な財政的支援を拡充すること。

47 「神戸市敬老祝い金」を復活すること。

48 自立や要支援など、介護サービスから除外されている高齢者にたいする市独自の施策を充実すること。寝具洗濯乾燥サービスの復活、訪問理美容サービス、介護用品支給、日常生活用具給付など、必要性の高いサービスは拡充すること。

49 はり・きゅう・マッサージ施術料助成については、1回の施術につき1,000円の割引券4枚送付にもどすこと。

介護保険制度について

- 50 医療介護総合法を撤回するよう国に求めること。新事業は、現行相当のサービスがうけられるようにすること。認定制度の改悪で、いわゆる「水際作戦」とならないよう相談に来た人については、全員に申請書を渡すこと。
- 51 特別養護老人ホームなどの待機者を解消するため、次期介護保険計画では施設の大幅な整備計画をつくること。
- 52 介護保険料が高すぎる。払える保険料に引き下げること。保険料の年金天引きをやめるよう国に要望すること。
- 53 利用料の減免制度を創設し、負担が重いため介護サービスが受けられない事態にならないよう対策を講じること。費用については、国に求めるとともに、神戸市独自での実施も検討すること。
- 54 介護度が実態よりも低く認定される事例が続いている。認定作業の改善を国に求めるとともに、実態に即した認定となるよう改善すること。
- 55 介護職の人たちが安心して働き続けるために、介護報酬削減を元に戻し、さらに引き上げるよう、国に強く求めること。また神戸市独自に、法人に対して援助制度を拡充すること。
- 56 社会福祉法人への「地域公益活動」のおしつけはやめるよう国に要望すること。
- 57 保険料の滞納を理由に介護サービスを取り上げることや、利用料の10割負担、入所施設からの追い出しなどは行わないこと。給付制限しないよう国に要望すること。
- 58 要介護者に対し、「障害者控除・特別障害者控除」認定を適用すること。また「障害者控除証明書」を申請制度ではなく交付制度とすること。
- 59 社会福祉減免について、社会福祉法人の過度の負担とならないよう市独自の援助策をつくること。
- 60 認知症対応強化型地域包括センターを各区につくること。

61 介護人材を増やすよう努力すること。

後期高齢者医療保険制度について

62 後期高齢者医療制度を直ちに廃止するよう国に求めるとともに、保険料の特例軽減を市独自でも保険料の軽減策を講じること。

63 保険料の滞納者に対し、資格証の発行や保険証の取り上げ、窓口の負担増、厳しい内容の督促状の発行などは行わないこと。

国民健康保険事業について

64 一般会計からの繰り入れを増やし、高すぎる保険料を引き下げること。

65 国に対し、国庫負担を増やすよう求めること。

66 保険料所得割の人的控除などの市独自の保険料算定制度を継続すること。また軽減は法定外繰入によってまかなうこと。さらに、医療費や社会保険料控除を追加すること。

67 生活実態に見合った保険料となるよう、減免制度を拡充すること。

68 65歳以上の加入者の保険料は、年金から天引きしないこと。

69 誰もが安心して医療が受けられるよう、資格証や短期証の交付は中止し、全員に正規の保険証を交付すること。子どものいる世帯には無条件で正規証を交付し、世帯の生活実態の把握は訪問など福祉的対応で行うこと。

70 窓口の一部負担金の減免制度を周知徹底するとともに、改善、拡充すること。

71 傷病手当を創設すること。

72 滞納者への分納相談にあたっては、被保険者の生活実態に見合った少額返済の対応をすること。延滞金徴収はこれまで通り行わないとともに、払えない人への差し押さえはしないこと。

73 国保の都道府県化は課題が多くあることから、一本化を中止・凍結するよう関係団体に働きかけること。

生活保護行政の拡充について

74 新たに設置された生活保護適正化対策班はただちに廃止すること。

75 資産調査は必要最小限の聞き取りのみとし、全員を対象にしないこと。

76 住宅扶助の引き上げを国に働きかけること。

77 生活保護の決定は「法定期限」を守り、遅れる場合は申請者に書面できちんと連絡すること。

78 生活保護世帯を福祉パスの対象にもどすこと。

79 生活保護の通院や就職活動にかかった交通費は、移送費として確実に申請し交付できるようなシステムをつくり、受給者に周知徹底すること。

80 相談者の申請権を侵すことのないよう、申請書を窓口カウンターなど市民や相談者の目につくところに常に置いておくこと。

81 夏場の熱中症を防ぐためにも、夏季のクーラー設置を希望する世帯に費用の貸し付けをおこなうこと。また、電気代を扶助費として増額することを国に求めるとともに、市単独で上乗せすること。

82 生活保護制度の改悪中止と、扶助費の引き上げ、高齢加算などの復活を国に求めること。

83 緊急貸付制度は、緊急に必要となった場合に欠かせない制度であり、断ることがないよう資金を確保すること。

84 就労指導は人権と実情を尊重して、強要にならないよう配慮すること。役所に出向いた場合は交通費を支給すること。

85 生活保護の申請者、受給者に対して、人権侵害ともいえる「発言」や「指導」が行わ

れないよう、面接員、ケースワーカーへの指導・教育を徹底すること。

86 神戸市単独事業として実施していた生活保護世帯への上下水道基本料金の減免、夏期・冬期見舞金を復活させること。

87 事務専任者や就労支援員を配置してもケースワーカーの訪問数は減少しない。生活保護の相談、申請が増大していることから、ケースワーカー・相談員を増やすこと。また、ケースワーカーの担当数を上限80ケースに戻し、日常的に丁寧に被保護者の生活援助と自立促進にあたること。

88 住宅用火災警報器の未設置世帯について周知徹底を図り、未設置者に対してはただちに設置すること。

89 国保課や介護保険課などと連携して、生活困窮者の実態把握を迅速に行い、支援を行うこと。いわゆる「水際作戦」のような生活保護制度から意図的な締め出しはしないこと。

90 福祉事務所が間違っって過少支給した場合は、すみやかにさかのぼって全額支給すること。

91 資格取得のための進学および大学進学のための給付型奨学金を新設すること。また、学資保険等進学の認定額を引き上げること。

92 就労している受給者に対して、受給金額が理解できるよう明細書を発行すること。

93 政令指定都市市長会などで要望している生活保護受給者への医療費負担導入の要望は撤回すること。

市民福祉の増進について

94 生活保護費の削減によって生じる各種の助成制度のサービス低下については、現行水準を守ること。

95 福祉乗車証（福祉パス）の交付対象の縮小、所得制限、有料化などはしないこと。なお、ICカード化による視覚障がい者等への配慮を検討すること。

- 96 福祉の人材を確保するため、福祉現場の労働条件改善が進むよう、民間社福祉事業助成の拡充など、必要な支援策を強化するとともに、国にも対策の強化を求めること。
- 97 「3.5キロ、100時間以内」での被ばく者を、原則として原爆症と認め、医療特別手当を支給することや、各種手当を引き上げることを、国・県にはたらきかけること。
- 98 中国残留邦人等支援事業の支援相談員の安定的な雇用継続をはかること。

ホームレス対策について

- 99 老朽化している更生援護相談所、更生センター、兵庫荘を建て替え、または改修して、直営を維持すること。また、プライバシーの確保や食事など、入所者の待遇を改善すること。
- 100 住宅入居に必要な敷金や不動産業者への経費の貸付など、ホームレス生活から居宅生活に早期に移行できるよう支援制度をつくること。
- 101 女性のホームレス対策として、緊急に受け入れられる神戸市の施設をつくること。

ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進について

- 102 市内のすべての鉄道駅舎にエレベーター・エスカレーターを設置するために整備計画をつくり、推進すること。オストメイトトイレを増設するよう求めること。
- 103 すべての鉄道の駅に、身体障がい者用乗降スペースを計画的に設置すること。
- 104 鉄道駅ホームの安全柵設置を計画的にすすめること。
- 105 市民トイレ設置を推進するため助成制度などインセンティブを検討すること。

障がい者（児）施策について

- 106 障害者総合支援法は1日も早く廃止し、障がい者の求める障害者総合福祉法を制定するよう国に求めること。
- 107 自立支援医療は窓口負担をなくすこと。

- 108 障害福祉サービスの利用者負担の軽減を行うこと。
- 109 重度障害者福祉年金の復活とともに、重度心身障害者介護手当の支給要件を改悪前にもどすこと。
- 110 介護保険の対象になる障がい者には、障害福祉サービス利用時の利用量を下回らないサービスを確保すること。
- 111 介護保険対象になる低所得の障がい者の利用料は無料とすること。
- 112 障がいを持つ人々の働く場の確保につとめること。障がい者が自立して暮らせる賃金体系をもつ福祉就労事業を拡大すること。
- 113 企業の障がい者雇用を増やすようはたらきかけるとともに、大企業の障がい者雇用率を引き上げるよう、国に求めること。
- 114 授産所製品の展示販売をおこなう「神戸ふれあい工房」のような販売スペースを公的施設に設置するとともに、民間企業にも協力を求めて増やすこと。
- 115 社会参加への必要な支援・補助制度を拡充すること。入所、通所施設を増やすこと。特に、グループホーム、ケアホーム等、障がい者が生涯暮らせる入所施設を大幅に増設すること。
- 116 市営住宅の空き室や低層階を障がい者のグループホームとして活用すること。
- 117 区役所の精神保健相談業務は要望が強く、専門知識や経験ある職員を増やすこと。
- 118 聴覚障がい者のための磁気ループを公共施設や交通機関に普及するよう取り組むこと。
- 119 聴覚障がい者に対する補聴器支給については、本人の症状に見合う制度に改善すること。
- 120 障がい者スポーツに対する支援策を強化すること。

- 121 ガイドヘルパーの利用条件を緩和すること。また、利用時間数の上限をなくすこと。
- 122 視力障がい者の自立に必要な就労の確立と、職業の開拓・移動支援の充実・事業所の質の向上をはかること。
- 123 自閉症について支援実績のある専門家や専門組織と連携し、支援体制を強化すること。
- 124 駐車場料金の減免を市外の障がい者にも適用すること。
- 125 発達障害者支援センターの体制を拡充すること。
- 126 成人の引きこもりについて、相談や支援体制を強めること。
- 127 避難所に、透析患者に配慮した食品備蓄を充実すること。
- 128 障害者地域対策センターの助成金を増設すること。
- 129 障害者就労センターは、利用者の障がい特性を十分加味して、就労金をあつせんすること。就労後も利用者の相談にはていねいにのり、就労先に対して必要な指導は行うこと。
- 130 障がい者の移動支援のため、ガソリン代補助は、タクシー補助や福祉パスとの選択制ではなく、上のせ制度とすること。
- 131 障がい者と介護者への公共交通料金の補助の引き上げを、国及び関係機関に働きかけること。

こども家庭局

乳幼児保育について

- 1 子ども・子育て支援新制度によって、神戸市の保育責任を後退させ、民間任せ、営利化、保護者の自己責任の強化等とならないようにすること。
- 2 保育所の最低基準面積について、神戸市の基準を守り部屋ごとに必要面積を確保するよう条例に明記すること。
- 3 朝・夕の時間帯も含めて、保育士資格を持つ保育者を配置すること。
- 4 公立、社会福祉法人の保育所新設を基本に、希望者全員の入所を確保すること。定員枠拡大による詰め込み保育はおこなわないこと。また、株式会社の参入は認めないこと。「夢工房」不正経理事件を教訓に、すべての社会福祉法人運営する保育施設の監査に入ること。
- 5 保護者による直接契約など問題の多い認定こども園への移行をすすめないこと。
- 6 小規模保育事業は、これ以上拡大せず解消をめざすこと。現行の施設についてはA型とし、自園調理を維持すること。避難対策などきびしい安全対策を義務づけること。たとえ1階であっても二方向に避難にすること。また、株式会社の参入は認めないこと。3歳以降ふたたび待機児とならないよう、市の責任で利用者の要望にかなった保育園への入所をすすめること。
- 7 地域型保育は保育者全員に保育士資格を要件とし、自園調理を義務づけること。また、株式会社の参入は認めないこと。
- 8 保育所の定員を拡大して、公立保育所だけでなく、民間保育園についても正規職員雇用を増やすこと。
- 9 市の未利用地を調査し、計画的に保育所を建設すること。国・県の未利用地の利用も検討すること。
- 10 公立保育所の民営化や廃止は中止すること。

- 11 保育料の負担軽減を多子世帯だけでなく、すべての世帯に適用すること。
- 12 正規保育士を減らすことなく、増員すること。
- 13 保育士の処遇（民間・公立）について、実態調査を行い、改善を行うこと。
- 14 一時保育について受け入れ態勢を拡充するとともに、正規職員の保育士で対応すること。また、保育室の改善をはかること。
- 15 保育所、保育園に看護師を配置して、感染症、アレルギー、病児、病後児保育に対応すること。
- 16 休日保育をすべての行政区で実施し、また多様な保育需要に対応するよう、対策を充実すること。
- 17 病児・病後児保育施設を増やすこと。病児・病後児保育に対してスタッフの欠員補充への支援をおこなうとともに、保育士を対象とした研修会を実施すること。
- 18 発達診断の専門職員を増員して、保育所の巡回指導の回数を増やし、障がいの早期発見に努めること。
- 19 社会福祉法人にたいする、運営費補助や職員の待遇改善費などを維持・増額すること。
- 20 老朽化している公立保育所の早期改修や、建て替えを検討するなど、保育環境の整備・改善を早急にすすめること。なお、改修・建て替え後も公立保育所として整備すること。
- 21 民間保育園の改修予算を増額すること。
- 22 耐震改修が未整備の保育所を早急に進めること。民間保育所への耐震化推進助成をつよめること。
- 23 民間移管された保育所施設の改修については、神戸市が責任を持って援助をおこなうこと。厳しい場合は補助金の貸し付けなども検討すること。

- 24 神戸市独自の補助金制度（調理師・保育士加配、地域活動・研修補助・O157対策、障がい児すこやか加配、延長保育、一時保育、給与改善費）を維持すること。
- 25 基準に違反した認定こども園の改善を速やかに行い、今後、基準の確認を厳重にしよう求めること。
- 26 企業主導型保育の参入をこれ以上進めないこと。

学童保育について

- 27 すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」と「学童保育」は一体化ではなく、それぞれ充実させつつ、拡充強化をはかること。
- 28 施設の面積に基づく、児童数などの基準をつくり、条例に明記すること。
- 29 学童保育基準にもとづいて、開設時間、人員規模、運営管理、保育内容の研修などを明確にすること。指導員の処遇を改善し、常勤配置をすすめること。「学童保育コーナー」に偏重せず、新設をすすめること。
- 30 少なくとも小学校区ごとに学童保育を実施すること。
- 31 学童保育の児童受け入れを小学校6年生まで早期に引き上げること。指導員を増員して、6年生までの児童を受け入れることができるようにすること。
- 32 児童館と小学校で実施されている学童保育の保育料は無料にもどすこと。
- 33 地域学童保育の指導員は長時間労働、低賃金であるために、多くが3年以内でやめていく実態を踏まえ、処遇（特に賃金）の抜本的改善を図ること。児童館と指導員と離して、国の「放課後児童支援員等処遇改善事業」を活用し賃金を引き上げること。
- 34 地域学童保育（地域方式）に対し、長時間開設への加算をさらにおこなうこと。
- 35 障がい児受け入れの助成金を、実態に見合った人員配置ができるよう増額すること。
- 36 希望する障がい児は受け入れること。

- 37 学童保育での事故を防ぐために、安全な保育場所を確保すること。特に、大規模となっている学童保育では、安全策の強化を早急におこなうこと。
- 38 大規模学童保育について、指導員を増員すること。
- 39 区のセンターとなる児童館は全区に配置すること。

子育て支援について

- 40 子ども家庭センターを増設し、体制を充実すること。
- 41 保育所に通っていない在宅の子どもや、その保護者への支援体制を強めること。
- 42 市外からの転入者の孤立を防ぐために交流会等の機会を増やすこと。電話などで個別相談すること。
- 43 子どもの貧困が深刻化している。市民と密接に接している各区役所に相談窓口を設置すること。また各部署が連携して、情報の共有化、実態把握に努めること。
- 44 こども医療費助成は、所得制限なしのまま、速やかに通院も中学校3年生まで無料に拡大すること。また高校まで無料化を計画的に進めること。
- 45 発達障がい児にたいしては、保育士体制を強化するとともに、その児童に応じた保育・援助を行うこと。また、保育士に対する適切な研修を行うこと。
- 46 児童虐待で、困難を極めている子どもへの救済・支援の体制を強化すること。いわゆる「グレーゾーン」にいる、子どもたちへの支援ができるようにすること。

母子保健事業について

- 47 妊婦健康診査料を全額助成で窓口負担をなくし、安心して医療機関にかかれるようにすること。
- 48 乳幼児健診時に、障がいの早期発見のための手立てをとること。

49 乳幼児の定期健診について、出生時から就学までの個人ごとの健康カードを作るなど、こどもの健康を一貫して把握する体制をつくること。

50 一般不妊治療への助成制度を充実させること。

ひとり親家庭支援について

51 児童扶養手当の拡充を政府に要求すること。

52 父子家庭についても、母子家庭同様の支援策を実施すること。

53 一人親家庭の就労支援を積極的に行うこと。父子家庭にも適用すること。

54 福祉パスの有料化はしないこと。父子にまで広げること。

55 未婚のひとり親家庭について、各種料金や助成制度などは、みなし控除を拡充すること。

環 境 局

家庭系廃棄物について

- 1 拡大生産者責任を明確にし、大元でごみの発生を最小限にするための、抜本的な対策を立てるように市内企業と国に働き掛け、十分に効果が発揮されるように他都市との協力を進めていくこと。
- 2 買い物時のごみを削減するために、商店やスーパーでの過剰包装をやめることや、レジ袋削減を進めること。レジ袋を減らすことで、CO₂の削減がどれだけ進んだかなど分かりやすい表示をすること。
- 3 分別を推進するために環境局職員が地域に直接出向き、推進の先頭に立つこと。ワンルームのマンションなどで問題がある場合は、管理者などにも働きかけること。
- 4 ごみの取り残しは、地域の方の大きな負担となっており、衛生上、防犯上、観光面からも問題であり、今後は行わないこと。
- 5 「ひまわり収集」は要介護2以上となっているが、1人暮らしの高齢者世帯も増えている。場合により、希望する高齢者・障がい者世帯にも対象を拡大しているようだが、要介護2という基準はなくし、使いやすい制度にすること。広報につとめること。
- 6 家電リサイクル法で廃棄物料や運搬料などが消費者負担となっており、不法投棄が増えている。リサイクル料を販売価格に組み入れることも含めて、家電リサイクル法の見直しを国に働きかけること。
- 7 「カン・ビン・ペットボトル」が一つの袋にいれられて回収されているが、ビンが壊れ、その多くが埋め立て処理されている。資源としていかすために、別に収集すること。
- 8 鳥獣対策用ネットを地域に渡すこと。
- 9 資源ごみ集団回収について、古紙、段ボールだけではなく、雑がみ、古着・布などの回収を全域に促進すること。

- 10 小家電には金・銀・水銀などの貴重な金属が含まれており、資源としていかすことは重要。回収を引き上げるために回収ボックスを増やすこと。

事業系ごみ及び産業廃棄物について

- 11 事業系一般廃棄物の分別を、最低家庭ごみと同程度にし、資源回収に積極的に行うこと。
- 12 産業廃棄物については、多量排出事業者が発生の9割をしめている。神戸市は「原料・資源化」の定量目標を設定しているが、目標達成のために、立ち入り検査などを強め、多量排出事業者への指導を強化すること。
- 13 不法投棄をなくすための監視対策を強化すること。特に悪質な不法投棄には代執行も行うこと。

廃棄物処理施設について

- 14 大型化する焼却炉（クリーンセンター）は、今神戸市がすすめている3R推進に矛盾する。「神戸市一般廃棄物処理基本法」の中に、「燃やす、埋めるからの脱却」という立場を明確にし、新設や建て替え計画を見直すこと。
- 15 所有地内に産業廃棄物を不法に積み上げている業者に対し、是正させるとともに、従わないときは、会社名の公表と、厳しい処分を行うこと。
- 16 民間の中間処理場、最終処理場の建設にあたっては、建設後大きな問題になることが多い。地域住民に対しての説明を徹底し、その意見をよく聞くことを神戸市が求めること。

自然・再生可能エネルギーの普及について

- 17 自然・再生可能エネルギーの普及が急がれる。市内で活用可能なポテンシャル実態調査をおこない、地域にあった再生可能エネルギーの利用を図ること。
- 18 神戸は小水力、地熱発電には適した地域であり、地の利を活かした再生可能エネルギーの推進を図ること。

- 19 自然・再生可能エネルギー導入割合目標を抜本的に引き上げること。
- 20 個人の太陽光パネルの導入を進めるために、設置目標を抜本的に増やすこと。
- 21 災害時、避難所となる施設への、再生可能エネルギー（太陽光パネルや風力発電）設置を早急にすすめること。
- 22 規模の大きいメガソーラー設置にあたっては、住民の理解と環境や景観、防災面に配慮をすること。
- 23 自然・再生可能エネルギーの導入にあたっては、市民・地域参加型のプロジェクトを進めること。自治会館の建て替え機会も利用し、地域団体とも協力してすすめること。
- 24 エネルギーを多く使用する飲料やタバコなどの夜間の自動販売機の規制とコンビニの深夜営業などを規制すること。

地球環境保全について

- 25 大気汚染—工場からの排出、車による排気ガス、ごみの焼却など、これまで以上の厳しい基準を設け、CO₂の削減に取り組むこと。
- 26 水質・土壌の汚染の調査を行うこと。特に工場から排出される排煙、排水への厳しい監視体制をとること。
- 27 ダイオキシンの発生原因である塩化ビニールについては、環境負荷の少ない素材への転換を進めるように企業に働きかけ、拡大生産者責任の考え方に立って企業への指導を強化すること。
- 28 旧公害指定地域、自動車排ガスなど大気汚染が深刻な地域での住民の健康被害調査を行い、救済策を検討すること。
- 29 光化学オキシダント及びPM_{2.5}の発生メカニズムの解明に注視し、市と事業者が結んでいる「環境保全協定」のインターネットでの公表にあたっては、企業の推進状況がわかりやすい公開方法にすること。協定対象は、規模基準の見直し、広げること。
- 30 阪神高速道路の騒音、粉塵などの被害実態を系統的に調査し、対策を立てること。

- 31 携帯基地局を携帯会社が建設する場合は、事前に行政に届けること、地域住民への説明会の開催を義務化すること。
- 32 路上喫煙条例の対象地域を広げること。
- 33 水素エネルギーは、確立した技術とはなっていない。他国にCO₂を埋設し、液化水素の移動にも新たなエネルギーが必要となる。市としての研究・実証実験は中止すること。

神戸製鋼石炭火力発電について

- 34 神戸製鋼の石炭火力発電の施設の増設は止めること。CO₂を多く排出する石炭燃料を使った発電は見直すこと。
- 35 石炭火力発電の増設予定地は、旧公害指定地域であることを踏まえ、これ以上の環境負荷や地域住民に悪影響を及ぼす増設の中止を求めること。
- 36 神戸製鋼石炭火力発電所と神戸市が行っている二者の環境保全協定の透明化を図るために、市民の参加を認め三者協定とすること。
- 37 石炭火力発電所の増設に伴い灘区・東灘区の地中部に高圧線が敷設されようとしている。電磁波による心配が住民から指摘されており、中止を求めること。
- 38 PM2.5や水銀の発生について調査し、対策を求めること。
- 39 神戸製鋼は、LNGでの発電技術も有している。再生可能エネルギーなど環境負荷を及ぼさない発電に切り替えることを求めること。
- 40 神戸製鋼のデータ改ざんと不正が問題となっている。環境数値の再調査を求めること。

アスベスト対策について

- 41 各種建物の解体工事に当たってはアスベストの飛散防止を徹底すること。市の監視を強化すること。

42 アスベストによる被害は、直接使用にとどまらず、間接的な飛散による被害も広がっている。阪神・淡路大震災で解体されたビルからのアスベストの飛散も考えられる。被害の実態調査と健康被害を行い、救済を幅広く行うこと。

43 大気汚染は引き続き公害被害を広げるおそれがある。小児ぜんそく医療費助成は復活すること。

経 済 観 光 局

- 1 中小企業、小規模事業所振興のため、神戸市の役割を明確にして施策の継続性を維持するため、「神戸市中小企業振興基本条例」を制定し、施策の柱に置くこと。
- 2 地域経済振興の点からも、公契約条例を制定し、労務単価の適正化に努めること。
- 3 兵庫県の最低賃金の大幅引き上げを働き掛け、時給1,000円以上を実現すること。また、中小業者に対しては、税軽減などの減免などの施策を合わせて行うこと。
- 4 高校生、大学生が憲法の基本的人権に基づく労働基準法などを身につけられるようなパンフを作成・配布すること。就職活動開始前に説明会を市で主催するなど、積極的に普及すること。
- 5 ブラック企業・ブラックバイト根絶のため、労働行政は国まかせという姿勢をあらため相談窓口の常設やホームページの充実など積極的な対策に乗り出すこと。また、誘致企業に対して離職率調査を行い、実態をつかむこと。
- 6 地域経済を下支えする地元の既存中小企業に対し、振興策や支援策を一層拡充するとともに予算を増額すること。また、家賃補助など固定経費の助成を行い、事業継続を応援すること。
- 7 川崎重工業の商船部門撤退について撤退しないよう同社に働きかけること。
- 8 地域雇用を創出し拡大するため、必要な財源措置を国に求めること。また、国・県の雇用奨励金制度のPRにとりくみ、市独自の上乗せ助成を検討すること。
- 9 障がい者の雇用促進のため、大企業には法定雇用率等を順守するよう強く求めること。
- 10 市内の全事業所が正規雇用を増やすよう働きかけること。とりわけ各種支援制度や補助金など市民の税金を投入している誘致企業には強く指導すること。
- 11 就業促進のためにつくられた「神戸ワークネットワーク」を、多くの若者が就業できる場として推進・発展させること。

- 12 地域の小規模事業者への悉皆調査を実施し、局として職員が現場の実態や生の声をし
っかりつかみ、小規模企業振興基本法にもとづき具体的施策に反映させること。
- 13 「小規模事業者登録制度」を制度化し、各局室区で地元中小業者の受注機会のさら
なる拡大を図ること。
- 14 災害援護資金同様、震災復旧緊急特別資金融資についても少額返済して来た業者を免
除対象とすること。
- 15 創業支援事業計画で市場・商店街に限らず個店の空き店舗も利用し、家賃や内装費補
助などでとりわけ若者の創業支援、事業展開を応援すること。
- 16 仕事おこしに直接作用する事業として、経済対策として「住宅・店舗リフォーム助成
制度」を創設すること。
- 17 中小業者の事業規模拡大、生産性向上、効率化および福利厚生にかかる設備投資に要
する経費の一部を助成する「設備投資支援事業補助金」制度を創設すること。
- 18 神戸市独自の中小業者向けの融資制度を復活すること。
- 19 厳しい経営状況の中で制度融資は利用が減っている。小規模事業者のおうえん融資・
無担保無保証人融資で、保証料同様に金利負担分を市の負担とし、融資をさらに利用し
やすくすること。
- 20 おうえん融資の一回の借入限度額を500万円まで引き上げること。
- 21 「セーフティネット資金融資」は認定業種が狭められている。業種指定を増やすよう
国に働きかけること。
- 22 兵庫県信用保証協会の保証融資の責任共有制度は、元の10割保証に戻させること。制
度融資は利用する中小業者の立場に立って拡充すること。
- 23 起業・経営・金融相談窓口を北区や、西・北神地域にも増設すること。
- 24 市場・商店街の活性化のため、長期にわたる支援策をさらに拡充すること。「応援

隊」派遣や大学やNPO連携などさらに人的支援もきめ細かい対応につとめること。

- 25 阪神元町駅内の有楽名店街の存続を阪神電鉄に強く求めること。
- 26 元町高架通商店街（モトコー）の立ち退き（借地契約更新拒絶）問題を白紙撤回するよう、JR西日本に働きかけること。
- 27 ニュータウン内にある「近隣センター」について、みなと総局と連携して活性化するように、商店の誘致などに取り組むこと。
- 28 「地域商業活性化支援事業」に取り組んできたが、市場・商店街の衰退に歯止めがかかったとはいえない状況がある。それぞれの地域の個性を生かした施策を拡充していくためにも各市場・商店街に市職員が直接足を運んで対策を検討すること。
- 29 空き店舗対策では地域のコミュニティ施設なども含めて、さらに工夫ある対策をとるため関係部局へ働きかけること。
- 30 地元の中小業者や業者団体がとりくむ仕事おこし・地域イベントなどにも後援・支援を拡充すること。
- 31 大企業の事業縮小・撤退は雇用や下請け関連業者など地域経済に多大な影響を与えてきた。情報収集を行い、国や県とも連携し事業継続を強く指導すること。特に、誘致企業の補助金切れに伴う撤退などはペナルティを強化すること。
- 32 大型店の一方的な撤退によって、買い物難民が生まれている現状から、出店を届け出制から許可制へ戻すことも含め、大店立地法の改正を国に働きかけること。
- 33 再生可能エネルギーの推進は、太陽光発電の設置は地元電気店でも可能なものでもあり、小水力発電は中小企業によって開発されている。中小企業者の仕事おこしとして施策に反映すること。
- 34 ケミカルシューズなど地場産業の応援、育成と販路拡大を引き続き強めること。
- 35 中央卸売市場西側跡地へのイオンモールの出店で、周辺商店街への影響がでている。調査や聞き取りなどを行い、業者の営業を守るための対策をたてること。

- 36 東部市場の民間活力の導入は中止すること。
- 37 神戸市ものづくり工場やハイテクイースト工業団地の家賃や駐車場料金を引き下げるとともに、減免補助制度をつくること。また、民間賃貸工場の家賃を引き下げするための助成制度をつくること。
- 38 須磨水族園は公営として存続すること。
- 39 TPP合意から撤退するよう国に強く働きかけること。日本農業の中心である兼業農家・家族経営を守ること。
- 40 生産者米価の暴落で経営が成り立たなくなっている。価格保障・所得補償を国に強く働きかけること。
- 41 農業の担い手不足はいっそう深刻である。農家への子弟があととりをする場合の補助・支援等をつくるなど、農漁業の世代継承する場合の支援策をとること。
- 42 青年就農給付金制度を利用しやすくし、若年層をしっかりと呼び込むこと。
- 43 株式会社など民間営利企業の農業参入は絶対にやめさせること。
- 44 不耕作地を減らしていくことは、イノシシやヌートリア、アライグマなど有害獣や外来植物を繁殖させない対策にもつながるため、取り組むこと。
- 45 イノシシ、シカ等有害獣から農作物を保護するため電気柵が設置されているが、高圧の電気であり事故の起きないように設備の安全点検を行い、危険を知らせる看板の設置などに補助をするなどし、農家の安全対策を支援すること。
- 46 イノシシ条例ができてはいても餌付けする人たちがまだいる。パトロールを強化すること。また、相談窓口の受付時間を延長すること。
- 47 学校給食で地産地消は食育の観点からも重要。年次計画を立てて農家と共に増産を計り、学校給食への市内産農産物利用を拡大していくこと。
- 48 漁船の燃料代が経営を圧迫している。漁船のハイブリッド化が進めば燃費向上になり経営改善にもなる。ハイブリット化への補助をすること。

- 49 獲る漁業から育てる漁業へ一層の対策を拡充し、市内水産業を市民にアピールすること。
- 50 農業公園の利用計画は、地元地域や農業者、関係団体等の声を幅広く聞きながら策定すること。
- 51 有馬温泉の魅力を観光客にも市民にもアピールし、基本計画を住民の声も反映させて充実させていくこと。
- 52 市内各区の観光案内板、とりわけ三宮・元町周辺など多言語案内など充実させ観光客のバリアフリーを充実させていくこと。
- 53 みなと総局と一体にクルーズ客船の神戸港入港をすすめ、経済効果を試算して施策に反映させること。
- 54 まち並み保存や景観保存も住民と共にすすめるまちづくりである。地域住民と一体となって観光誘致に努めること。

建設局

広域幹線道路について

- 1 広域幹線道路、格子状道路網の整備計画は住民の意見を受け、改めて見直しをすること。大阪湾岸道路西伸部は中止すること。
- 2 阪神高速道路への出資金は、負担軽減を国に強く要望すること。30年度以降も出資しないこと。
- 3 国道43号線や、住民の生活空間であるHAT神戸への車の流入を減少させること。とりわけ海上コンテナなど大型車の乗り入れを規制し、ハーバーハイウェイの通行料を無料にすること。
- 4 六甲有料道路は昭和37年供用開始であり、北区民の生活道路であることから、早急に無料化すること。また、無償化に向けて、起債償還計画を住民に示すこと。あわせて出口の交通量の増加や公害対策も検討すること。

日常生活道路について

- 5 現状の整備計画では、歩道のユニバーサルデザイン化はすすまない。「オールドタウン化」した開発団地において、ユニバーサルデザイン化をすすめること。
- 6 生活道路は日常的に点検し、補修や側溝の整備を行うこと。道路のひび割れ、波打ち歩道の改修、歩道の真ん中の電柱の撤去など迅速に行い、市民の要望に的確にこたえること。また、高齢者や車いす、バギー等が安全に通行できるようにすること。
- 7 歩道の段差については改修箇所を増やし、駅周辺、ならびに区役所、福祉施設など、公共施設の周辺については直ちに解消すること。障害者団体など、関係団体の声を聞いて必要度が高いところから促進すること。
- 8 山麓バイパスの大型車両の料金を無料化して、山麓バイパスに誘導し、夢野白川線・市道山麓線の騒音、振動被害を解消すること。当面、騒音のひどいところに、遮音壁の設置も検討すること。

- 9 主要な各鉄道ターミナルに障がい者用の車の乗降スペースをつくること。さらに屋根付きのスペースとして充実すること。
- 10 防犯灯、街灯は照度アップにとどめず、増設・省エネ化をすすめること。また地元自治会、地域住民等と協議の上、公園や暗がりなどに防犯灯の設置を増やすこと。
- 11 六甲山ハイキングコースや、縦走路は安全、安心して利用できるよう、定期的に標識の維持・補修につとめること。
- 12 大雨により、六甲山の私道や登山道の土砂災害が相次いでいる。六甲山の日常的な点検を強化することと合わせ安全対策を強化すること。
- 13 太陽と緑の道の定期的な維持管理を行うこと。
- 14 街路樹の種類に応じて、剪定回数を増やすこと。また、地域の声を聞きながら、種類も考えること。剪定枝処分にあたっては自然エネルギーとして活用量を増やすこと。松などの街路樹が立ち枯れたままになっており危険である。点検し、撤去を速やかに行うこと。
- 15 私道の損傷がひどい所が多く、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしている。私道改修への補助率を高め、使いやすくすること。また、多くの住民が通行する私道については、所有者同意のもと、神戸市の責任で補修を行うこと。
- 16 福岡・博多駅前道路陥没が問題となったが、市内の道路陥没を未然に防ぐための調査と対策を講じること。とくに主要幹線道路の調査を急ぐこと。また、道路地下空間の利用にあたっては、以上の防災の観点から検証見直しを行うこと。

公園について

- 17 国営明石海峡公園の今後の計画は中止するよう、国に求めるとともに、市として支出を拒否すること。
- 18 神戸文明博物館群構想は中止すること。しあわせの森整備は行わないこと。
- 19 街区公園に高齢者も利用できる健康器具の設置予算をふやすこと。

- 20 市民公園制度を積極的に活用し、公園の少ない地域で整備を進めること。
- 21 公園内の水飲み場設置のための予算を増やすこと。
- 22 公園の砂場の砂は、定期的に入れ替えるとともに、住民要求のある場所については、のら猫等の侵入を防ぐ防護柵を設置すること。
- 23 遊具の定期的な点検をおこなうとともに、安全な遊具を計画的に設置すること。公園の長寿命化計画で、どの公園が該当するか住民に周知すること。
- 24 公園の剪定枝などの年間総量を調査し、処分にあたっては焼却熱利用など自然エネルギーとして活用量を増やすこと。
- 25 地域の高齢化により、公園管理会が解散するところが増えている。こういうところでは、市による清掃や木の剪定回数が少なく、公園が荒れた状態になっている。市による清掃回数など増やすこと。
- 26 住民要求のある場所については園内にトイレを設置し、管理についても神戸市が責任を持ってすすめること。

安全防災のまちづくり

- 27 橋梁、堤防、道路、急傾斜地などの安全点検を地域住民とともにおこない情報共有をはかるとともに、防災対策を徹底するなど、防災のまちづくりをすすめること。
- 28 六甲山のどこに砂防堰堤などがあるのかわかる防災対策マップをつくること。また、満杯になっている堰堤の調査を国とともにすすめること。
- 29 私有地の崖や擁壁などについて、災害復旧や防災・減災を目的とした支援策をつくること。他都市で実施されている施策等も参考に、補助制度や無利子貸付制度等を創設すること。
- 30 土砂災害警戒区域にある避難所について、早急に安全対策を講ずること。国土交通省のガイドラインでは、避難所の構造強化な新設などで、地域内に安全な避難所を確保する必要があるとしている。確保できない場合、避難所を保全する砂防施設の整備は、重点的に取り組む課題とされていることから、この観点で安全対策を講ずること。

- 31 親水施設のある河川に対して、階段の増設など安全対策を実施すること。さらに、パトロールの強化など防災安全対策を強化すること。近年、河川の氾濫が増えている。氾濫の危険が高い河川については、モニタリングカメラシステムの設置場所を増やすこと。

その他

- 32 建設事務所の小規模事業に対して、新規事業者の参入を進めるために、新規事業者の台帳を作成し、見積もりを4者に広げるなどの対策をとること。
- 33 六甲山森林整備戦略などに、環境局と共同したバイオマス・エネルギー活用の観点を持つこと。また、風力発電の可能性を検討すること。
- 34 大雨時などに被害を拡大する可能性がある間伐材の残置処理をあらためること。
- 35 六甲山の整備促進のための協議会等をつくること。
- 36 須磨多聞線は中止すること。
- 37 公園や道路の補修などは、できる限り分離・分割発注をし、多くの地元業者に仕事をまわすこと。
- 38 駐輪場業務など指定管理者としてシルバー人材センターが受注した場合、最低賃金を遵守できる委託料とすること。
- 39 地元の要望に迅速に応じることができるよう、建設事務所の予算を増やすこと。
- 40 消費税増税が再度実施されたとしても、公共下水道料金の値上げを行わないこと。
- 41 下水道事業において、さらなる民間委託は導入しないこと。
- 42 下水道管の更新については国庫補助の増額を強くはたらきかけること。
- 43 王子動物園は今後も直営で経営すること。
- 44 王子動物園の動物の種類を増やすこと。オスのパンダも中国から借りてこれるよう努力すること。

住 宅 都 市 局

まちづくり・住宅政策

- 1 都市計画道路については、周辺住民の意見を丁寧に聞くとともに、反対の多い計画については撤回すること。
- 2 「神戸市総合交通計画」総合交通体系について、高齢化の実態にあわせ公共交通路線網を充実させるために、関係部局と協議し、各区で計画をつくること。また、バス・地下鉄など、公共交通機関の利用促進を関係部局にも働きかけること。
- 3 三宮一極集中の巨大再開発計画は中止すること。都心の再生で、中央区役所、勤労会館など移転ありきの対応はやめること。
- 4 「三宮駅周辺・臨海地域」の国の都市再生緊急整備地域指定（特定含む）を撤回すること。
- 5 三宮地域、商業施設を乱立すれば、周辺地域や既存の商業を破壊する。ミント神戸及び旭通再開発ビル建設にとまなう、影響調査を行うとともに、これ以上の商業床を行政主導で増やさないこと。
- 6 三宮再開発や大企業やITへの起業家支援に偏重せず、既存の商業やオフィス支援やバリアフリーなど今ある資源をいかすこと。地元中小業者の悉皆調査と中央区民のアンケート、さらには、全市業者への調査・アンケートなどを行うこと。
- 7 浜山地区整備事業を、早期に終了させる計画をつくること。
- 8 生産緑地について、市街化区域内農地で「宅地化する農地」を選択したあと、改めて「保全する農地」を希望する場合は、ルールを定めて転用を認めること。
- 9 高齢化するニュータウンの課題を明らかにし、住民も参加する中で、活性化計画をつくること活性化について、入居者も含めた検討会等を設置すること。
- 10 神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業は、要件を緩和し、親世代の引越しにも助成すること。

- 11 ニュータウン地域のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を他局とも協力してすすめること。
- 12 神戸市内の民間ミニ開発を実態調査し、問題点を分析し対策を講じること。
- 13 人口増加地域における高層マンション建設を規制する条例をつくること。
- 14 密集市街地域に、小規模公営住宅の建設や防災対策など、対策を強化すること。
- 15 密集市街地域の再開発については、ディペロッパー任せにせず、市として指導を行うこと。また、商店街や市場がある場合、その活性化について責任を負うこと。
- 16 市内インナー地域に若年層を定着させるため、特優賃だけでなく民間賃貸住宅に入居する若年世帯への家賃及び敷金の補助制度を創設すること。
- 17 高齢者にたいする民間借上住宅の活用など民間賃貸住宅補助事業を拡充すること。
- 18 高齢者の「バリアフリー住宅改修補助事業」をさらに使いやすい制度に改善し、申請から実行まで時間がかかっている現状を改め、申請受け付け時点で審査を行い、必要条件が揃っていれば即日受理し、許可を出すこと。
- 19 検討している空き家対策の住宅リフォーム助成制度を対象をひろげ、市内業者の意見も踏まえ良い制度としてスタートすること。
- 20 南海・東南海地震に備え、住まいの耐震化を促進するため、耐震診断は1981年以後に建設された住宅にも適用すること。耐震補強の助成制度を充実するとともに、マンションも含め具体的に耐震補強が実現する施策をつくること。
- 21 「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」で、一定規模以上の建築物では建設に関する事前説明が義務づけられているが、依然としてマンション建設におけるトラブルが後をたたない。事業者への指導を強めること。
- 22 高層建築物の建設から住環境をまもるため、高さ及び戸数規制を含めた条例を制定すること。

新長田駅南再開発について

- 23 再開発事業の商業活性化について、商店主などの意見もよく聞き、問題点を解決すること。また、イベントではなく個店の活性化を重視した取り組みを行うこと。
- 24 住宅・店舗入居者の共益費の負担を軽減をまちづくり会社にたいして申し入れること。また、費用の詳細を明らかにすること。
- 25 新長大橋7工区、腕塚5工区の未利用地について、大学や専門学校などを誘致し、若者が集う新たなまちづくりを進めること。
- 26 兵庫県・神戸市関係機関の共同移転については、業務だけでなく地域活性化のとりくみを行うこと。
- 27 空き店舗の活用などリボーンプロジェクトについて、権限を与え、補助などを行いながらすすめること。
- 28 駒ヶ林中学校の隣接地は、学校用地としてプールの建設やグラウンドの拡張に使うこと。

市営住宅について

- 29 第2次住宅マネジメント計画の戸数削減計画は撤回し、市営住宅を増やすこと。
- 30 PFIなどによる市営住宅や厚生年金住宅の用地の切り売りは直ちにやめ、入居者本位の再整備や建て替えをすすめること。
- 31 障がい者、高齢者対応住宅を増やすこと。
- 32 「借上市営住宅についての神戸市の考え方」を撤回し、希望者全員の継続入居を認めること。
- 33 借上げ住宅入居者に対する提訴はただちに取り下げ、話し合いにより解決すること。
- 34 「借上市営住宅についての神戸市の考え方」に基づく「基準」を機械的に適用せず、

入居者一人ひとりの実情をふまえた対応を担保するために、県の判定委員会制度も参考にして、第三者機関を設置すること。

35 民間借上住宅オーナーに対しては、インナー高齢者賃貸住宅の転用も含め買い取りも含め、入居者が継続入居できるよう、対応すること。

36 災害公営住宅をはじめ市住入居者は年々高齢化しており、見守り体制を抜本的に強化し、コミュニティづくりを支援すること。

37 家賃の引き上げで入居者の生活苦など影響が出ている。市営住宅の家賃減免制度を元に戻し、入居者の生活を守ること。また、利便性係数を引き下げるなど、家賃軽減につながる対策を講じること。入居基準となる政令月収の引き上げを国に強く求めること。

38 建て替え住宅について、入居者に不安と負担がかからないように、親切丁寧な対応を行うこと。

39 入居にあたっての連帯保証人要件などの緩和をおこなうこと。生保世帯については、区の保護課が連帯保証人になること。

40 建て替え住宅の入居者対策として、6年間の家賃の負担調整期間を設けているが、神戸市として負担調整期間終了後も何らかの軽減策を講じること。

41 エレベーター未設置の市営住宅については、設置計画を策定し、予算を大幅に増額して早急に設置すること。管理費も値上がりに対する軽減補助をつくること。

42 風呂釜設置が必要な住宅は、市として風呂釜を設置すること。

43 市営住宅家賃滞納者に対して、早期の福祉的対応によって、裁判、追い出しにならないようにすること。また、減免世帯については、減免家賃を継続すること。また、生活困難者に対しても実態に応じた福祉対策を協議すること。

44 空家率の高い特優賃住宅は、先行した他都市の例を参考に、計画的に一棟丸ごと変更するなど行えば、市営住宅への転用は可能である。有効活用を早期に検討すること。

45 DV被害者のための市営住宅入居に関して、一時入居を含め、入居条件を緩和し、個々の事情に応じて柔軟に対応すること。

- 46 名義継承条件は「三親等内の同居者」とすること。若者の労働形態が派遣のひろがりなどで大きく変えられ、若年ワーキングプアが増大しており、独立の困難な時代となっていることから、同居の子どもを対象から除かないこと。
- 47 市営住宅の指定管理者に民間業者が参入し、家賃滞納者にたいして強引な対応が増えている。また、入居者に対するサービス低下も起きている。公的管理に戻すこと。
- 48 改良住宅の一般住宅化について、具体的に計画をたててすすめること。
- 49 市営住宅の共益費については、入居者に年度計画及び利用結果を配布すること。共益費の値上げについては、入居者と話し合いを持ち、むやみな値上げをやめること。
- 50 市営住宅内の集会所は、入居者・地域にとって欠かせないものである。住宅自治会と地域団体が共同で管理運営するなど、閉鎖することがないように市の責任で維持するための対応を講じること。
- ①市が政策的に空室を多数作っている市住は、神戸市から自治会長に連絡して共益費の補てん措置を行い遅滞をなくすことをすすめること。
- ②市営住宅の駐車場の料金は値下げすること。
- 51 一般募集を正常な戸数にするため、借り上げ住宅からの転居用の空き室などでマネジメントによる圧迫をやめ、必要な募集戸数を確保すること。

総合交通施策

- 52 市民の交通権を明記した交通基本条例の制定やコミュニティバスの新設、敬老パスの対象拡大について検討すること。その際、まちづくりや地域の活性化、福祉対策なども含めて検討すること。
- 53 神戸電鉄粟生線の利用者増対策、赤字を減らす対策を、関係者と定期的に協議されているが、赤字は減少していない。兵庫県や関係市町とさらに踏み込んだ対策を検討すること。
- 54 北神急行の料金値下げを継続するため、助成を続けること。
- 55 市バスの乗継割引制度を民間バス事業者にも拡大すること。

56 神鉄「シーパスインプラス」は住民支援の恒久的制度として援助を続け、北神急行に利用範囲をひろげ、購入可能回数を増やすこと。通学定期や通勤定期の助成をすすめること。

57 パークアンドライドを広げること。

み な と 総 局

- 1 防潮堤、防波堤の強化を図ること。海抜0m地域の防潮扉の電動化を急ぐこと。安全性が確保できるものについては遠隔操作装置を導入すること。防災訓練にあたっては、企業住民と担当局が連携を強化すること。
- 2 長時間振動による液状化を過小評価せず、対策を講じること。港の施設の変形沈下対策をすすめること。
- 3 市として国任せにせず民間護岸の耐震性の調査を行い、必要な対策を民間事業者に求めること。

港湾事業について

- 4 神戸港の将来構想を撤回すること。
- 5 六甲アイランド南のコンテナバースの整備は「凍結」の方針にもかかわらず、将来構想でバース建設を発表した。「建設中止」を明言し、港湾計画からはずすこと。
- 6 アジア貨物にシフトしている現状を考慮し、国際コンテナ戦略港湾によるバースや航路の大水深化などは中止すること。
- 7 企業誘致や補助制度の活用にとどまらず、神戸の産業（地場産業）を起こすことで、創荷をすすめること。
- 8 瀬戸内・九州・北陸などの集荷を強めるためにも、モーダルシフトへの助成などで、環境負荷のかからない港としてのPRを広くおこない、港の活性化をはかること。
- 9 神戸港を出入港するコンテナトラックの運行ルートは、山麓バイパスや新神戸トンネル、阪神高速などを利用し、生活道路は通過しないよう、みなと総局として荷主に求めること。特に夢野白川線および楠町6丁目交差点から南進する道路は、コンテナトラックで溢れている。規制するよう関係局に求めること。
- 10 コンテナトラックの過積載などによる事故防止など関係機関と協議し、安全対策を講じること。過積載をなくするためにコンテナの出港国に強く申し入れること。

- 11 ウォーターフロントの整備については抜本的に見直し、費用対効果について検証すること。ウォーターフロント新港一突基部のマンション計画は中止すること。
- 12 ポートターミナルへの客船誘致に努めるとともに、市民がいつでもロケーションを楽しめるよう利用しやすいレストランなどをつくり憩いの場をつくること。
- 13 瀬戸内海の島々の素晴らしさをいかして、気軽に利用できる瀬戸内クルージングの誘致につとめること。
- 14 神戸港で働いていた人のアスベスト被害について、広報こうべで専門医療機関の受診勧奨を知らせること。また、区役所等に相談窓口をつくり、健康不安への解消をはかること。
- 15 港湾保安対策のP Sカードについては日々雇用の人でもスムーズにできるように、ひきつづき国に求めること。
- 16 「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づき、非核証明書の提出義務付けを堅持し、安全・安心・平和な港づくりに務めること。また、非核「神戸方式」の世界への発信を強めること。
- 17 ベイシャトルの運航は中止すること。
- 18 市が所有するみなとの労働者の福利厚生港湾施設の使用料補助や軽減策を行うこと。
- 19 ポートアイランドや六甲アイランドの港湾関連用地に、労働者が利用できる飲食や利便施設を誘致すること。

新都市整備事業について

- 20 空港島用地と他の造成地の収支をトータルで見るのではなく、事業ごとの収支計画を策定し、検証し市民に明らかにすること。
- 21 新都市整備事業会計から空港整備特別会計への貸付は行わず、即時返還を求めること。

- 22 新都市整備事業会計の資金は、神戸空港の管理収支の赤字穴埋めや起債償還の立替えに使わないこと。利益剰余金は一般会計へ繰り入れるなど市民の暮らしを守るために使うこと。
- 23 複合産業団地（神戸テクノ・ロジスティックパーク）は新たな経費負担を伴う造成はしないこと。
- 24 ニュータウンのオールドタウン化対策を強めること。特に、地域ごとに住民・業者の意見を反映した対策となるよう、幅広く意見集約をはかること。
- 25 「近隣センター」の活性化は、賃料の値下げなどを行い入居テナントの意見を尊重すること。
- 26 名谷南センターリニューアルについては、「近隣センター」としての機能を維持し、商店誘致などを行い活性化させること。会館については会議室をへらさないこと。
- 27 鶴甲会館、渦森会館については、地域住民の意見を尊重し、地域の活性化に資するようにつとめること。また、地元管理はやめ、株式会社OMこうべによる管理・運営を継続すること。
- 28 ポートアイランドや六甲アイランドの活性化は、住民や企業と協議し取り組むこと。住民サービス向上のため、区役所出張所、図書館の分館などの対策を市長部局に求めること。

空港整備事業について

- 29 航空機燃料譲与税の繰入は行わず、航空機騒音対策など、一般会計上の施策につかうこと。
- 30 管理収支の赤字、土地売却のゆきづまり、騒音や環境問題など、情報を広く公開すること。住民投票など市民の意見を聞き、廃止も含めて今後の在り方を検討すること。
- 31 運営権の売却は撤回し、運営権売却にあわせて試算した中長期的な見通しなどをすべてを市民に公開すること。
- 32 神戸空港に関する資料はすべて保存し情報公開に努めること。

- 33 スカイマーク社に提供している格納庫用地については、「使用許可」による格安で提供することはやめること。
- 34 神戸空港の経済効果について、市は様々なイベントなどで経済効果を算出している。空港についても決算値で公表すること。

消 防 局

- 1 消防力基準は早急に国基準を達成すること。特に人員・署所については年次計画をたてすすめること。
- 2 「消防力の整備指針」に基づいて、消防車の5人乗車態勢を実現すること。
- 3 広大な区域を管轄する署所には、救急隊を複数配置するよう、計画的に増員・増隊して急増する救急需要に対応すること。
- 4 救急の通報の抑制になることはやめること。「救急安心センターこうべ」の取り組み自体が、必要な救急抑制につながる懸念もある。そうならないように絶えず検証し、必要な救急抑制にならないよう意識的な啓発を絶えずすること。
- 5 雑居ビル、老人福祉施設、脱法ハウスなどに対し、定期的あるいは抜き打ち的な査察を増やし、防火管理体制や違反処理の徹底など、引き続き指導強化をおこなうこと。また防火管理意識を高めるため、さらなる啓発に取り組むこと。
- 6 防火対象物点検報告制度の周知徹底と、未報告がなくなるよう指導を強化すること。「小規模雑居ビル」への指導を強化すること。
- 7 二方向避難の必要施設について、義務化以前に建設された建築物、改装、新築、増築の予定がない建築物であっても、神戸市のすべての公共施設において、二方向の避難路が確保できるよう指導すること。特に福祉施設については、保健福祉局などと連携して助成制度をつくり早急に改善をはかるよう強くはたらきかけること。
- 8 他部局とも連携して、「自主防災促進地域」の解消に積極的に取り組むこと。
- 9 放火多発地域における消防局員による集中パトロールの実施や、地域との連絡・連携を強化し、万全を期すこと。
- 10 ケアライン119は、要件を緩和するとともにペンダント型の端末の募集を再開すること。また、携帯電話によるものも対象に加えること。
- 11 住宅用火災報知器設置の義務化の周知徹底を行うこと。高齢世帯や障がい者のいる世

帯、低所得世帯など、災害弱者向けに購入助成制度をつくること。

- 12 貸し出し用AEDの台数を増やすこと。設置施設の常駐職員などへの研修を支援すること。また広報を強化すること。
- 13 AED未設置駅を解消すること。また、不具合の発生がないようにすること。
- 14 救急業務の有料化は市民にとって有害無益である。有料化に反対すること。
- 15 耐震性防火水槽の設置計画の見直しにあたっては、水量不足地区を優先しつつ、さらなる細やかなメッシュで新たな計画を立て、引き続き増設すること。
- 16 安全確保のため、家庭内消火器の点検実施の必要性について広報を強化すること。また、火災警報器の周知や耐震化の促進とあわせて、全戸に周知徹底するための方策を採ること。
- 17 消防団員の確保と消防団の強化・活性化のため、定員増と施設整備・装備の充実を行うこと。
- 18 地域の商店（街）をはじめ企業と防災福祉コミュニティとが一体となって防災訓練をおこなうなど、連携をさらに強化すること。
- 19 露店での危険物の使用、火の取り扱いに注意を促すとともに、安全面での対策をすすめること。
- 20 医療産業都市のエリアでの災害時に対応するため、事前に企業が使用している薬剤、化学物質、細菌類などについて把握し、バイオハザード対策も含めた対策強化を行うこと。

水 道 局

- 1 水道事業については、民営化や広域化を行わず、基礎自治体の公営水道の役割を守ること。
- 2 上ヶ原浄水場については、P F I など民間活力の導入はしないこと。
- 3 神戸市水道事業会計見通しでは、2023年度には 35 億円の収支不足が生じるとされている。大容量送水管の供用開始などで減価償却費が増えることも要因のひとつだが、こうしたことで水道料金値上げしないようにすること。
- 4 消費税増税が再度実施されても転嫁せず値上げしないこと。
- 5 水道使用量が少人数世帯、節水意識などで基本水量に満たない世帯が多くなっている。水道局も検討課題としているが、料金が使用実態に見合ったものとなるよう、早期に見直しを行うこと。また、料金の値上げは行わないこと。
- 6 県営水道の料金について28年度から 1 m³あたり約 5 円引き下げられたが、他団体とも連携して引き続き受水単価の引き下げを求めること。
- 7 母子家庭・障がい者世帯・高齢者世帯や、生活保護世帯など低所得者への水道料金の減免制度をつくること。また福祉施策として取り組むよう、保健福祉局に求めること。
- 8 特別養護老人ホームなど福祉施設等の水道の使用料減免制度を元に戻すよう、保健福祉局と協議すること。他の老人福祉施設の減免制度を廃止しないこと。
- 9 水道料金滞納者については機械的に対応せず、面談して生活実態をていねいに聞き、一方的な停水はおこなわないこと。高齢者世帯や子どもがいる家については、保健福祉局とも連携して福祉的対応をすること。
- 10 自己水源の有効活用を進めること。また、小水力発電など再生可能エネルギーの利活用を促進すること。
- 11 丹生ダムについては、これまでの経費が神戸市負担にならないように、阪神水道企業団とともに、国に働きかけること。

- 12 阪神水道企業団に対し、分賦金の引き上げをしないよう引き続きはたらきかけること。
- 13 直結給水を推進するための助成制度を復活させること。安全な給水をおこなう立場から、目標を持って直結給水戸数を増やすこと。また、学校の直結給水化については教育委員会等と連携し、早急に完了すること。
- 14 管路の更新については、国の助成を求めること。
- 15 公営水道の一翼を担っている水道公社の役割は大きい。小規模受水槽の点検・清掃事業などを水道公社の業務として拡大すること。
- 16 検針業務の委託料は、質が落ちないように適正な額を保持すること。労働法制の遵守を確認し、ワーキングプアを生み出さないようにすること。
- 17 水の科学博物館の運営は直営に戻すこと。
- 18 地下水利用をおこなっている既存企業等に対しても、施設の維持・整備に必要な経費に見合う料金負担を求めること。既存の地下水等利用者に対して行ってきた経過措置について、固定費の負担へと移行したが、小規模事業者への配慮は継続すること。
- 19 国際貢献の名のもとに行なわれている水ビジネス推進はやめること。
- 20 千刈り貯水池の水源羽束川・波豆川の水質保全対策を流域住民団体、自治体、県などと連携して強化すること。
- 21 千刈り貯水池の治水対策を県とともに速やかにすすめること。

交 通 局

交通事業について

- 1 市民の足として市バス・地下鉄は必要不可欠な都市装置である。民営化や路線移譲でなく公営での運営とともに路線を維持・拡充すること。民間委託は行わないこと。
- 2 市営地下鉄への私鉄乗り入れ推進をやめること。
- 3 消費税増税が再度実施されても、乗車料金の値上げをしないこと。
- 4 エコファミリー制度の平日実施を春休みにも適用すること。
- 5 バスと地下鉄の乗り継ぎ時の負担を軽減するために、割引率を拡大すること。
- 6 市バス乗り継ぎ割引制度は民間バスへ拡大を求めること。
- 7 廃止された市バス一日乗車券の復活など市民が利用しやすいサービスを行うこと。
- 8 市バス・地下鉄共通NewUラインカードは北神急行は利用できない。北神急行も利用できるよう改善すること。
- 9 昨年実施された北神おでかけ1ディフリースパスなどをもっとアピールして、市民の利用促進に努めること。
- 10 定期の割引率の拡充や学生割引の拡充など、料金値下げと利便性向上につとめること。
- 11 市内における自家用車やバス、鉄道などのあり方を検討し、総合的な交通政策をつくるよう住宅都市局へ働きかけること。特に、バスの乗り入れ困難な地域や高齢化のすすむ地域住民の足の確保についてはデマンド交通など、具体的に検討すること。

自動車事業について

- 12 市バス乗り継ぎ割引制度は、60分以内は実態に合っておらず、90分以内またはそれ以

上にすること。

- 13 バス路線を民間移譲した地域は、地域がまたがっているので交通局が中心となって協議会をつくり、住民意見を反映したバス路線とすること。
- 14 長大・循環型路線で市民の要望が強い路線については、復活・増便すること。
- 15 交通振興株式会社が独自運行している路線も含め、運行時間の拡大、増便、運行距離の延長などを求める声を考慮し、改善すること。
- 16 民間委託された営業所では、不安定雇用、超過勤務が常態化している。実態調査を行い、常に不足している運転手の充足、長時間過密労働の是正や、非正規職員の正規職員化や、交通局職員と同等の労働条件に改善するよう求めること。
- 17 松原営業所については、有給取得のための申請のため労働時間外に出社しなければならない実態などを直ちに解消すること。
- 18 魚崎営業所については、運行時間の拡大、増便、運行距離の延長などを求める声を考慮し、改善すること。
- 19 市バス近郊区運賃の引き下げと、通勤、通学定期の割引率を引き上げるなど、市内均一区間との料金格差を是正すること。
- 20 バスの走行環境改善のため、バスレーンの違法駐車を取り締まり、PTPSを拡大すること。
- 21 バス停のベンチ、ひさしの予算を増やし設置すること。老朽化については改善すること。道路が狭く困難な場合は、建設局と協議すること。
- 22 バスの低公害車化を一層進めること。
- 23 バス路線の設定変更・路線の短絡・民間移譲・運行本数の変更などは地域住民が知らないケースが多い。これらの変更は、地域住民の声を広く聞いて判断すること。
- 24 この間実施された路線の短絡や廃止、便数の削減を元に戻すこと。乗り継ぎ割引などを口実に、これ以上の路線の短絡・廃止・便数削減を行なわないこと。

25 視覚障がい者のためのバスの音声案内を改善、拡充すること。

高速鉄道事業について

26 海岸線の乗客増対策について全庁的に協議し、リーディングプロジェクトにとどめず、沿線に住宅・産業政策の推進、公共施設建設など、地域の活性化につながる総合的な対策を推進すること。また、沿線企業に社員も含めた利用促進を求めること。

27 海岸線において乗客の避難対策や防災対策などを検証し、必要な対策をおこなうこと。地下鉄の全駅で浸水時避難確保計画を策定すること。

28 ホームのベンチは工夫して設置、増設すること。

29 海岸線の料金を値下げし、利用者増につなげること。

30 西神山手線の妙法寺駅以西のホームに待合所を設置すること。

31 西神山手線のラッシュ時の混雑解消対策を検討すること。

32 地下鉄各駅に授乳室を設置すること。

33 ホームに安全柵を設置するとともに、ホーム両端の安全対策をすること。また、表示・標識など一層見やすくすること。

34 西神山手線はワンマン化しないこと。

35 交通振興に委託している駅掌の雇用条件や待遇を引き上げ、安定した雇用にすること。

国に下記の項目を要求すること

36 公共交通機関への支援策強化や、バス・地下鉄などの補助金の確保と増額を求めること。

37 地下鉄既設線の設備老朽化がすすんでいる。既設線の改良工事などへの補助率の拡充

を要求すること。

38 自動車事業の車両購入（ノンステップバス・低床バス購入を含む）や資本費に対する補助制度の拡充を求めること。

39 市バス不採算路線の運行に対する補助を引き続き求めること。

40 高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー化促進への補助の拡充を求めること。シルバーカーが乗車できる仕様バスの導入やそのための補助を求めること。

教 育 委 員 会

学校教育について

- 1 30人学級を小学校、中学校で早急に実施すること。あわせて必要な財源を県・国に求めること。
- 2 教育の機会均等を守るためにも、学校選択制は導入しないこと。
- 3 市場原理・競争主義的な「教育改革」などに反対し、小中学校では、基礎学力の充実に全力をあげること。
- 4 教育に対する政治介入を許さず、憲法が保障する教育の自由、自主性を尊重すること。
- 5 学校行事において「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を強制しないこと。
- 6 子どもの権利条例を制定すること。またパンフレット等を作成配布するなど、子ども、保護者も含めて浸透を図ること。
- 7 神戸大空襲などの戦争体験の伝承や、非核「神戸方式」を神戸市内の小中高校生に授業の中で取り組むこと。
- 8 教育水準の維持向上のため、義務教育費の国庫負担は不可欠である。引き下げられた国庫負担を元に戻すよう強く求めること。
- 9 公立高校授業料の無償化を復活させるとともに、私立高校授業料の無償化を低所得世帯だけでなく公立と同じように国に求めること。
- 10 高校入試の複数志願制は廃止するよう、県に求めること。
- 11 公立高校の学区拡大について検証し、影響を明らかにするとともに、元の学区へ戻すよう求めること。
- 12 公立高校の統廃合・定員削減を行わないこと。

- 13 義務教育学校を廃止すること。
- 14 バス・電車通学の小中学生に対して通学費の1/2助成が行われているが、全額助成とすること。また定期代は、後払いではなく申請・助成決定時に助成を行うこと。
- 15 18歳選挙権にあたり、高校生の政治活動の自由を保障すること。

いじめ対策の強化

- 16 いじめについての相談・対応の体制整備をおこない相談窓口でのワンストップ化をすすめること。少人数学級、複数担任制度、学校カウンセラーの配置拡充、養護教諭の複数配置など、教育条件を整備すること。
- 17 いじめに関する事実調査等を含めて行える機動的な第3者機関を設置し、被害者に対して寄り添った対応を行うこと。
- 18 国連子どもの権利委員会が指摘をしているように、「過度に競争的な教育制度のもとで、子どもの発達が阻害されている」現状を改めるために、教育課程や教育方法の見直しとともに、地域社会での子育て支援の強化、子どもの貧困への対策強化など、教育と社会のあり方を市民的に検討する場を設けること。

学校給食について

- 19 小学校給食について、以下の対策を行うこと。
 - ①学校給食の調理員は、正規職員で対応し民間委託は行わないこと。
 - ②自校調理方式を堅持し拡大すること。
 - ③小学校給食費は値下げし元に戻すこと。
- 20 中学校給食について、以下の対策をおこなうこと。
 - ①中学校給食は受託者にH A C C P 認定申請の義務付けと履行を指導し、長期かつ大規模な中断を起こさないように代理調理業者を確保すること。
 - ②中学校給食は学校調理など安全で喜ばれるものに改善を検討すること。
 - ③給食実施時の在り方検討委員会を再開させ、こうした事態を招いた経過の検証と安全な給食の実施方式を検討すること。
 - ④安心・安全な給食を子どもたちに届け、豊かな食育が実現できるよう、実施形態について自校調理方式を中心に抜本的に見直すこと。

- ⑤全区で保護者・生徒にアンケートを実施するとともに、評価・検証を行うこと。
- ⑥前払い予約システムはやめること。

- 21 給食費補助制度を創設し、各種学校給食費を値下げすること。保護者負担によらず、内容を充実すること。
- 22 自校調理室・センター・民間調理場などの衛生環境や設備の現状を調査し、必要な改善を徹底すること。
- 23 栄養教諭は市単独設置をふくめ小中全校に一人配置すること。
- 24 給食食材について、国内産および県内・市内で生産された食材を積極的に使用するなど、地産地消を増やすこと。また、各食材にたいする放射能検査を徹底し、保護者の不安を解消すること。
- 25 給食畑事業について、規格外品も受け入れること。一括大量購入だけではなく、地域産を分散して購入し、地域産自給率をたかめること。
- 26 アレルギー児童にたいする除去食はきちんと対応すること。
- 27 学校給食は公会計化すること。

学校園施設について

- 28 学校や教育施設は、災害や震災時の避難所としての役割を担う。市内の学校や幼稚園、教育施設の耐震化100%を早期に実現すること。
- 29 過密校対策は、プレハブ等での対応ではなく、学校の増設で解消に努めること。30校のプレハブ早期解消プランをつくること。
- 30 災害時に備え、学校など避難所の備蓄物品の量を増やすとともに、定期的に点検すること。
- 31 幼稚園、小・中・高等学校の統廃合については、地域の果している役割を踏まえ安易な統廃合はやめること。
- 32 学校・園に太陽光パネルを設置し、環境・省エネルギー教育をすすめること。

- 33 すべての学校・園にエレベータを設置するなどバリアフリー化をすすめること。
- 34 校内のトイレの洋式トイレへの改修の年度計画たて早期に終えること。
- 35 小中学校の全教室、幼稚園への空調設置を速やかに行うこと。P F I方式はとらず、分離分割で地元企業へ優先的発注を行うこと。
- 36 各地域に、社会教育施設としての公民館を建設すること。

教職員について

- 37 小・中学校で行き届いた教育を実施するために、加配教員を大幅に増員すること。
- 38 幼稚園の教諭配置は、国基準の3歳児20:1、4歳児30:1を上回ること。
- 39 教職員の長時間勤務を軽減すること。
- 40 様々な問題や環境の変化により、ケアが必要な児童・生徒が多数存在している。心のケア担当教員など、必要な教員配置を国や県に求めること。
- 41 スクール・ソーシャル・ワーカーを各校に配置すること。
- 42 医療的ケアが必要な児童・生徒の受け入れで児童生徒一人あたりの看護師配置の時間を延長すること。
- 43 不登校児童・生徒をはじめ、深刻な事情を抱えた子ども達が増加しており、養護教諭も多様な訴えに対応していかなければならない。学校での居場所づくりをすすめると共に、親への対応も含め、養護教諭を増員して、全校複数配置を行うこと。
- 44 給食費をはじめとした費用徴収など、教員の事務負担増を解消するために、事務職員を増員すること。学校園庶務実務システムの民営化はやめること。
- 45 不審者の侵入防止対策としてハード面の対策にとどまらず、警備員など専任職員を配置する予算を国に求めること。
- 46 教職員による暴力・人権侵害は絶対にあってはならない。暴力・体罰・人権侵害は一掃

すること。また、いじめ同様に報告する制度を義務化すること。

47 スクールセクシャルハラスメントに対する教職員への教育を徹底すること。

48 管理職によるパワーハラスメントをなくすための研修を行うこと。

学資支援について

49 神戸市奨学金は、平成26年度改悪前に戻すとともに、生活保護世帯への支給を復活させること。低所得世帯も受給できるよう、所得基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げること。プライバシーに配慮し、必要な世帯すべてが受給できるよう直接申請の受け付けを継続すること。また、予算を増額し、基準に該当し、受給を希望する生徒にはすべて支給すること。第2子以降は国に上乗せして支給すること。

50 就学援助を受ける児童・生徒が増加している。子どもや家族のくらしの実態に即して援助をおこなうこと。神戸市独自の支援策を復活し、拡充すること。

51 就学援助の中学校新認定の入学準備金の支給も入学前の3月にすること。

52 就学援助の認定基準を生活保護基準の引き下げに連動せず、認定基準を上げること。

53 就学援助はクラブ活動費、PTA会費、生徒会費も支給すること。

幼稚園教育について

54 市立幼稚園は、希望者を全員受け入れること。また、園区についても適宜見直すこと。市民でありながら市立幼稚園に通えない地域を解消すること。

55 市立幼稚園での三年保育を全園で行うこと。

56 保護者、地域の声を真摯に受け止め、市立幼稚園の閉園計画は撤回すること。保育料は値上げしないこと。

特別支援教育について

57 障がい児が安心して学び、発達が保障できる場とするために、県に特別支援学校の配

置の抜本的改善や新設を求めること。また、学校の実態に対応して教職員を増やすこと。

58 市内の知的障がい者を対象とする特別支援学校は定員をはるかにオーバーしている。その現状を解消するためにも神戸市の特別支援学校の整備計画を早急につくるとともに、整備を急ぐこと。友生養護学校分校は存続させ、教育環境の維持向上につとめること。

59 県立神戸特別支援学校と友生養護学校の通学区域については、保護者の希望を聞くこと。

60 新設されるH A T地域の特別支援学校については、保護者の意見をよく聞くこと。

61 特別支援学校の送迎については、スクールバスの台数を拡充するとともに正規職員を配置すること。

62 特別支援学校の送迎について、タクシー利用時の看護師配置を制度化すること。

63 知肢併置については、十分な安全確保対策を講じること。

64 特別支援学校に専攻科をつくること。

65 障がい児が在籍している学校園の介助員を増員すること。さらに、障がいのある児童生徒のために、正規教員の配置を拡充すること。

66 LD、ADHDの専門知識を持った教職員を増員すること。

67 特別支援学級は、障がい児の実態にみあって拡充すること。また、特別支援教育コーディネーターは専任とし、体制の充実をはかること。

68 特別支援学校の担任については、事前の研修をきちんと行うこと。

その他学校教育について

69 学校図書館が、ゆとりと学習・調査、研究ができる施設となるよう、蔵書の拡充とスペースの拡大に努めること。学校司書は、全校配置とすること。

- 70 健康診断時の医療器具について、感染問題などを起こさないよう、リースやディスプレイカバーを使用すること。
- 71 在住外国人の子どもたちが楽しく学校生活をおくれるよう、学校での言語の指導を週1、2回でなく、もっと密にすること。
- 72 夜間中学校に対する教材費等の補助を増額すること。

図書館事業について

- 73 市立図書館に導入している指定管理者制度は止め、直営に戻すこと。
- 74 市立図書館の蔵書数を増やすこと。
- 75 三田市立図書館での神戸市民の利用枠を広げるよう、さらに三田市に求めること。
- 76 1区1図書館にこだわることなく、市立図書館を増設すること。北須磨文化センター図書室を市立図書館の分室として位置づけること。
- 77 図書館協議会に、市民の公募委員をいれること。公募時には、市政アドバイザー経験者にかかわらず、広く公募すること。
- 78 ステーションをさらに増やすなど、移動図書館を拡充すること。
- 79 学校と地域図書館の連携をはかり、子どもによりよい環境を整えること。
- 80 図書館にウォータークーラーを設置すること。
- 81 三宮図書館の移転を行わないこと。
- 82 貸出については取り寄せ図書の郵送料を無料にすること。

選挙管理委員会

- 1 すべての投票所で車いすの人が投票できるよう、バリアフリー対策とともに、プライバシーの確保を講じること。
- 2 選挙権が何の制限もなく行使できるよう、すべての投票所をチェックし、バリアフリー化や有権者の多い投票所、エリアが広大な地域については分割することも検討すること。
- 3 複数の選挙を行う場合、投票用紙の投入間違いが起きないように、投票用紙の配布の在り方等を常に検討すること。
- 4 18歳選挙権の啓発活動を強めること。
- 5 期日前投票の利用が増える傾向があることから、待ち時間解消のなど受け入れ態勢を充実すること。
- 6 選挙公報が期日までに、有権者へあまねく届くように行政の責任で万全の態勢を取ること。

農業委員会

- 1 各種届出については、北区、西区の区役所・支所・出張所などでも対応できるよう改善すること。
- 2 農業委員会の事務局体制の強化、充実をはかること。

区 要 望

東 灘 区

交通対策

- 1 大幅に減便された市バス19系統、31系統、38系統、39系統を元のダイヤに戻すとともに、始発を早め、終発を遅らせること。
- 2 38系統の白鶴美術館前のバス停では一斉下校の時間には、住吉中の生徒が乗り切れないことがある。学校と相談し、必要な時間で増便をすること。
- 3 住吉台・渦森台から乗り換えなしで甲南病院を回り阪急御影へいたるバス路線をつくること。
- 4 市バス37系統は、14本しかないので増便すること。
- 5 御影・住吉地域の国道43号線以南の路線は、阪神御影どまりでなく、区役所まで結ぶこと。
- 6 御影山手6丁目の住民意見をよく聞き、市バスの運行や乗り合いタクシーなど、対策を講じること。行政が間に入り、タクシー会社との協議を進めること。
- 7 くるくるバスやどんぐりバスのコミュニティバスへの助成を検討すること。
- 8 バス停に雨よけテント、ベンチの設置を進めること。本数の少ない37系統のバス停への設置を急ぐこと。渦森台3丁目バス停にベンチが設置されたが、2名程度しか座れないので、さらなる設置などで対応すること。
- 9 橋上駅のJR摂津本山駅は、南側と北側ともにエレベーターと上りのエスカレーターしかない。下りのエスカレーターの設置をJRに求めること。
- 10 JR住吉駅北側に、JR西日本の責任で早急にエレベーター・エスカレーターを設置

するよう求めること。シーア内のエレベーター利用の開始時間（8時）を早め、エレベーターが利用できるとの表示をわかりやすくするよう求めること。

- 11 六甲ライナーの料金の引き下げと通学・通勤定期代の割引率をさらに引き上げること。
- 12 六甲ライナーの住吉駅のホームに冷暖房室を設置し、すべての駅に扇風機を設置すること。
- 13 六甲アイランド島内を巡回するコミュニティバスを創設すること。
- 14 バス停・甲南病院前の北側は、狭くなっており危険である。今、病院の工事をしているので対策を行なうこと。
- 15 弓場線は、これまでも御影クラッセから出入りする自動車により交通渋滞を引き起こしてきたが、2号線沿いに新たなスーパーができた。警察などとも連携し、さらに地域の交通事情が悪化することがないように対処すること。
- 16 JR甲南山手駅のホームにホーム柵をつけるようJRに申し入れること。

児童・学童対策

- 17 JR住吉駅東側の高架下は通学路になっているが、北側にあがっていくところは狭く、車の通行もある。車への注意喚起を強めるなど安全対策を進めること。
- 18 東灘区は、児童数が非常に多く、学ぶ環境が悪化している。プレハブ校舎の解消に努めるためにも、マンション規制の検討をすること。
- 19 森北1丁目6の北側の地下道は暗く、危険なので照度を上げ、壁を塗り替えること。
- 20 六甲アイランドの待機児童対策のため、みなと総局の土地などをつかい保育所を建設すること。
- 21 本庄職員寮を活用し、保育所を建設すること。
- 22 4歳児の希望者でも幼稚園に入園できないケースがある。希望する子どもが入園できるようにすること。なお、安心して子どもたちが通い、継続的な人間関係を保持するた

めにも、園区拡大という発想ではなく、小学校区で確実に入園できるようにすること。

- 23 3歳児の希望者でも幼稚園に入園できるようにすること。
- 24 子どもの数の多い児童館は、中学校区に一つという基準を見直し、小学校区に一つにしていくこと。
- 25 現在の児童館は、受け入れ人数に対して過密で、十分な活動スペースが確保されず、事故も起きている。田中、本庄、御影においてはもう一か所、近隣につくること。
- 26 渦が森小学校児童の通学の安全を確保するため、下校時間帯にも市バスを増便させるなど、必要な対策を講じること。
- 27 バス・電車をつかっている子どもへの通学費を全額助成すること。
- 28 住吉幼稚園、遊喜幼稚園の閉園計画はやめること。

道路対策

- 29 43号線沿いの樹木の成長に伴い視界不良が指摘されている。剪定を定期的に行なうこと。
- 30 御影本町2丁目4のカナート・エディオオンに接した道路は、これまでの要望にこたえる形で、横断歩道の設置や、一方通行にするなど前進面もあるが、安全対策として、信号機をつけるよう、関係機関に働きかけること。しばらくは、事業者に警備員の設置を求めること。
- 31 渦森台3、4丁目の住宅内の道路が劣化している。改修を進めること。
- 32 波打ち解消などで歩道の整備が行われているが、安全な環境をつくるため、それにあわせて狭い歩道の拡幅を進めること。
- 33 魚崎中学校前に横断歩道を設置すること。
- 34 JR住吉駅東側と西側高架下のトンネルの照明の照度をあげること。

35 台風時、危険アナウンスで回っている自動車の音が聞こえないという声のでている。改善すること。

36 甲南大学は、緊急避難場所に指定されているが、土砂災害警戒区域となっている。住民への周知をはかること。加えて、この地域一帯は警戒区域であり、必要な土壌対策などを行うこと。

37 道路の樹木はもう少し剪定期間を早くすること。

公園対策

38 公園に、高齢者むけの健康ベンチだけでなく、ツイスターやぶら下がり健康器など、健康遊具を設置すること。地元住民の声を聞きながら考えること。

39 公園のメタセコイアの木については年2回の剪定でなく、回数を増やすこと。

40 国道43号線以南の御影本町地域に公園の設置が従来から強く求められている。防災拠点となる公園をつくること。

41 犬や猫のフン対策としてすべての公園の砂場に柵を設けること。

住環境対策

42 新東灘図書館の駐輪スペースを広げること。駐輪禁止区域に停めているので対策をとること。

43 東灘図書館は、開館前より長い列が出来ている。夏場は熱中症が起こる可能性もある。学校などの休みの時、土・日は開館を早くすること。

44 深江南地域に多く生活している外国人のため、クリーンステーション案内板に多言語で表示すること。

45 御影地域に手軽に利用できる集会所をつくること。財産区の会議室・集会所は料金が高い。新設か、あるいは利用料を補助すること。

46 旧求女保育所跡地については、地元との意見交流を進め、地域ニーズに沿った保育所

の設置など、検討すること。

- 47 旧乾邸については、日常的に住民に公開し、利用できるようにすること。
- 48 御影公会堂の地下1Fスペースに「火垂るの墓」のような戦争の資料も展示すること。
- 49 六甲アイランドセンター駅周辺、魚崎南地域に交番を設置すること。
- 50 六甲アイランドのファッションプラザは空き店舗が増えている。神戸市が主体的にテナントの誘致などに努力すること。
- 51 イノシシ、アライグマの被害が多発しており、住民被害が出ない解決策を考えること。イノシシが街に降りてこないよう、山にフェンス柵をはること。
- 52 イノシシは夜遅く出るため、イノシシの被害の電話窓口を24時間対応で行うこと。
- 53 魚崎区民センター（小ホール）にエレベーターをつけること。
- 54 住吉南町パルテックの大気測定データを公表すること。排ガス中の大気汚染物質や悪臭などの検査結果を、市民すべてがわかる形で公表すること。
- 55 御影浜町に企業が土を盛ったままにしているところがある。ふんじん被害がおこっているので強く指導し、砂山にカバーをはること。
- 56 国道43号線の排ガス・騒音については早急に対策を取ること。
- 57 国道43号線以南の地域では、住民は、これまでも大気汚染・悪臭・水質汚泥など様々な環境問題で苦しめられてきた。この間も、新しい工場の立地などが進み、車両の増加を含め、住民は不安を抱えている。環境を改善するための総合的な手だてを講じること。
- 58 阪神沿線以南においては、地震に伴う津波の被害が予測される。避難場所の設置と住民への周知を進めるとともに、避難訓練を実施すること。
- 59 阪神・淡路大震災では第二工区において液状化が起り、タンクが破損した。津波・液状化対策を早急に行うこと。

- 60 復興住宅のコミュニティづくりや見守り体制、区保健所復活を柱とした健康づくりを強化すること。
- 61 渦森会館の運営に関しては、地域へ一方的に管理をおしつけないこと。住民とも丁寧に話し合い、活性化策を示していくこと。
- 62 御影中学校の投票所は、これまで東西両門から入場できていたが、現在は東側のみとなっており、そのため投票を辞退した高齢者も出ている。次回より東西両門入場にもどすこと。
- 63 保久良山の参道は暗い。照明を増やすこと。

- 1 神戸製鋼所の近隣住民は、神鋼からの騒音、臭気、ばい煙などに苦しめられている。環境保全協定を結んでいるが不十分である。住民が納得できる対応をとるよう指導すること。
また住民の求めがあれば、引きつづき工場内への立ち入り調査をさせるよう神鋼を指導すること。
- 2 神鋼の石炭火力発電所は年間 700万トンものCO₂を排出しており、地球温暖化防止に逆行するため以下の対応をすること。
 - ①国の25%削減目標にどのように対応するのか強力的に指導すること。
 - ②神戸市の環境保全協定で削減数値目標を具体的に示し、年次計画を立てること。
 - ③石炭火力発電をやめ、自然・再生可能エネルギーへの転換をはかること。当面は、地球環境に負荷の少ないLNGへの転換を指導すること。
 - ④神鋼石炭火力発電所と神戸市で交わしている二者の環境保全協定は、住民団体も加え三者協定にすること。
- 3 神戸製鋼は高炉廃止後、石炭火力発電所を増設するとしている。CO₂排出量の増大につながる石炭火力発電所はやめ、当面は地球環境負荷の少ないLNGへ転換し、自然・再生エネルギーへの転換を求めること。
- 4 神鋼の自家発電用ボイラーは、老朽化しており、住民を不安におとし入れる事故が発生している。また、脱硝設備も不十分なようである。市はテレメーター監視をしているが、排出データの改ざんを行った企業であり、監視を強化するとともに、基準をこえることがあれば強力的な指導をおこなうこと。
- 5 2017年10月、神鋼灘浜の高炉が停止した。現在の環境保全協定は高炉の稼働を前提として環境汚染物質の排出となっている。高炉が停止した状態での現況調査を行い、この時点による新たな環境保全協定を結び直すこと。
- 6 神鋼がアルミや銅の製品の一部で、強度など検査証明のデータを書き換えて出荷しているなどの不正が明らかになった。その後不正はかなりの分野に広がり、長期に渡って組織ぐるみで行っていたことなどが明らかになった。神鋼は2006年の大気汚染の環境基準を超える環境データの改ざんで社会的な糾弾を受け、謝罪を行い2度としないことを明らかにしたが、その後も不正を繰り返してきた。神戸市として、神鋼の法令順守に欠

- けた姿勢を改めることを強く迫ること。
- 7 石炭火力発電所の送電に際して、電磁波などの健康被害を懸念する声が寄せられている。市として調査し、神鋼に対応を求めること。
 - 8 市バス91・92系統を復活させること。
 - 9 市バス26系統について拡充すること。
 - ①さらに始・終発時間を延ばし増便を行うこと。
 - ②昭生病院と六甲ケーブルの間に（下りのみでも）バス停を増設すること。
 - ③ベンチのない停留所に、ベンチなどを設置すること。
 - 10 岩屋地域へのバス路線の新設、延伸を行うこと。
 - 11 坂バスでも敬老パス・福祉パスを使えるようにすること。
 - 12 鶴甲会館前の歩道橋、鶴甲南バス停の歩道橋のバリアフリー化を実現すること。
 - 13 鶴甲会館の移転先については、地域住民にアンケートを取るなど地元配慮すること。また、OMこうべや市が運営・管理すること。
 - 14 六甲町2丁目4と3丁目9（風の郷公園の西側交差点）に横断歩道、または信号機を設置すること。
 - 15 灘消防署は、老朽化が激しい。建て替えについて検討、実施すること。
 - 16 水道筋6丁目交差点の信号を右折表示するものにする。
 - 17 国道2号線琵琶町3丁目に視力障がい者用信号を設置すること。
 - 18 都賀川の安全対策を強め、避難階段を増やすこと。都賀川の川沿いは、夜に散歩すると街灯が無く、危ない。街灯などを設置すること。
 - 19 大雨の際の浸水対策として、側溝の整備やがけ崩れ対策を強化すること。
 - 20 HATこうべや借上住宅など復興住宅のコミュニティづくりや見守り体制を強化する

こと。

- 21 再開発地域であるウェルブ六甲道の借上住宅については、市が買い取ること。
- 22 桜ヶ丘市営住宅跡地は、地域住民の意見をよく聞き、活用すること。
- 23 桜が丘地域は、宅地開発もすすみ、子育て世代が増えることが予想される。桜ヶ丘保育所の復活もふくめ、保育所の増設をはかること。
- 24 水道筋をはじめ商店街・市場を守るため、大手スーパー進出を規制すること。
- 25 摩耶ビューラインをはじめ六甲山・摩耶山の観光客誘致をすすめ、交通体系の充実に努めること。
- 26 児童生徒からの要望が強い灘図書館に自習室を確保すること。
- 27 鶴甲地域は現在、鶴甲福祉センターが投票所になっているが、有権者から「階段が急で行けない」などの声があがっている。子育て世代や高齢者・障がい者が投票所に行きやすいよう投票所を増設すること。
- 28 高羽小学校、成徳小学校、美野丘小学校、西灘小学校は、プレハブ校舎が建つなかで、国が定める基準以下の運動場の面積であり、大規模・過密が問題となっている。過密解消へ対策を講じること。
- 29 箕岡通1丁目に隣接する杣谷川では、台風などによる集中豪雨で、土砂崩れが起こっている。市として、住民の不安を解消するため、緊急の対策を行うこと。また、国土交通省にたいし、斜面对策事業など本格的な対策を講じるように予算要望すること。
- 30 新在家南地域の住民からは、津波避難の際、43号線があることへの不安が出ている。歩道橋や横断歩道の整備をおこない、不安解消に努めること。また、現在ある歩道橋についてはバリアフリー化をすすめること。
- 31 鶴甲団地や鶴甲4丁目など鶴甲地域のバス停はさびがひどいものなどがある。整備すること。
- 32 篠原台などでイノシシによる苦情がある。対策をとること。

- 32 土砂災害警戒区域内にある鶴甲小学校、福住小学校、摩耶小学校、上野中学校、長峰中学校、鷹匠中学校、神戸大学工学部については、避難所の安全対策をとること。
- 33 大土平町1丁目から2丁目に渡る大土ヶ平橋は、老朽化し、地域の方から「危ない」という声が上がっている。改修など必要な措置を講じること。
- 34 JR灘駅の南側は、街灯が少なく、不安の声があがっている。整備すること。
- 35 高羽小学校の給食の民間委託はやめること。
- 36 灘北通8丁目と9丁目にある「灘北通」バス停の間に、信号を設置すること。
- 37 JR摩耶駅北側の横断歩道に信号の設置をすること。
- 38 弓木町4交差点南の、「石屋川車庫前」バス停の広告板は、南側道路から西に出てくる際に死角となり危険である。撤去すること。
- 39 鶴甲児童館は、耐震基準を満たしていない団地との合築であり、早急に市が援助し、改善できるようにすることが求められている。指定管理者の意見・要望を聞き、移転先の確保を行うこと。

中 央 区

- 1 宇治川、二宮、大安亭、大日通商店街など、地域コミュニティの中核である商店街の活性化のために、住民の購買志向などを調査し、人の流れを取り戻す手だてを検討すること。
- 2 元町商店街、三宮商店街、大安亭商店街への自転車乗り入れ対策を、商店街連合会と協力して市民啓発にあたること。歩行者通路の確保のため、商店街関係者の意向を聞き、行政としてサポートすること。
- 3 大型スーパー、ミニスーパー、コンビニなどの無秩序な進出や、身勝手な廃業、転出を規制するため、事業者に地域での社会的責任を自覚させること。
- 4 「こうべまつり」や「ルミナリエ」など市が実施する大きなイベントの観光客が、元町商店街はじめ市内の広範囲に流れるよう工夫し、商店街の活性化につなげること。
- 5 元町高架通商店街の立ち退きの中止をJRに求めること。
- 6 元町有楽名店街の立ち退きの中止を阪神電鉄に求めること。

交通アクセスに関して

- 7 阪急花隈駅に違法駐輪がふえている。阪急花隈駅周辺に駐輪場を設置し、違法駐輪を規制し、違法駐輪をなくすこと。
- 8 元町通3丁目周辺に違法駐輪が多い。また元町商店街など商店主が停められる駐輪場がない。元町商店街の近くに新たに駐輪場をつくること。
- 9 ハーバーランド、JR神戸駅、宇治川商店街へのアクセス（交通機関）を総合的に検討し、市バス路線を復活させること。
- 10 葺合地域の南北方向の交通手段を確保すること。
- 11 JR神戸駅を起点に、新開地～湊川公園～県庁～加納町～三宮～栄町・海岸通り～JR神戸駅と周回する新たなバス路線を開設し、切実な住民要望にこたえること。

- 12 阪急春日野道駅、阪神西元町駅にエレベーターがなく、高齢者、障がい者の利用が困難になっている。とりわけ車椅子利用者は、駅利用そのものができない。早急にエレベーターを設置し、バリアフリー化すること。
- 13 阪急春日野道駅ではホーム幅が非常に狭く大変危険な駅となっている。安全のためにもホーム柵を設置すること。
- 14 JR、阪神元町駅ともに東口にエレベーターがない。早急にエレベーターを設置すること。
- 15 神戸市内の駅に「障害者専用乗降スペース」を設置するよう関係機関に強く働きかけること。
- 16 市営地下鉄新神戸駅にホームへの下りエスカレーターを設置すること。
- 17 ポートライナーの通勤時の乗降客が多く、混雑している。ポートライナーの混雑解消につとめること。
- 18 ポートライナーの料金の引き下げを行うこと。
- 19 山本通3丁目のバス停にベンチや屋根、北野への案内がなく観光客に分かりにくい。設置すること。
- 20 加納町3丁目交差点の陸橋は三宮駅と新神戸駅の間であり、通行者も多い。誰もが利用できるようにバリアフリー化を行うこと。

住環境対策について

- 21 下山手住宅1号棟、2号棟、4号棟は建て替えに伴う転居に対し、「希望のところに転居できるのか」「保証人が用意できない」などの不安の声が広がっている。安心して住み替えができるよう、住民の声をよく聞き、希望通りにすすめること。
- 22 超高層ビルの無秩序な建設は、ビル風による風害や日照権の侵害など、地元住民の暮らしに影響を及ぼすとともに、山と海を観光資源とする神戸市の都市景観を著しく疎外している。先住者との協議や合意を得ないまますすめる住宅密集地でのマンション建設

に対して、市独自の新たな規制を検討すること。

- 23 HATこうべでは低年齢の子どもたちが増加している。地域の子どもたちの成長に応じた環境の整備と学校施設の充実をさらにすすめること。大型トラック、コンテナ、トレーラー等の通行は規制されているとはいえ、依然、住民からの苦情は多い。子どもの交通事故や、排気ガスによる影響を防止するよう、関係機関と協議し、住民の不安解消に努めること。
- 24 災害公営住宅入居者の高齢化が進んでいる。また、自治会役員や民生委員など、住民組織が確立されないなど高齢者の実態把握ができず、生活をサポートできていない。行政が実態把握に努め、積極的に居住者の不安解消に努めること。
- 25 神鋼石炭火力発電所の大気汚染は地域住民を不安にさせている。定期的に大気汚染測定車を回して測定し、その結果は地域住民に知らせること。
- 26 河川管理並びに、土砂流出など、日常的に点検して住民の不安解消に努めること。
- 27 早朝登山やラジオ体操など登山者の安全対策に努めること。
- 28 こうべ小学校、宮本小学校の過密化を解消し、仮設校舎をやめること。
- 29 こうべ小学校、中央小学校は校区が広くなっており、通学に繁華街を通ることもある。子どもたちの通学路の安全を確保すること。
- 30 子どもたちが遊べる公園を増やすこと。
- 31 六甲、諏訪山、再度山などの自然環境保護につとめること。
- 32 高山植物やホタルなど、貴重な動植物の保護に努めるとともに、イノシシ対策など住民や登山者への安全対策に万全を期すこと。
- 33 ポートアイランド、HATこうべ、東川崎町など臨海地域住民の津波、高潮などの被害を未然に防ぐため、南海トラフ地震など予測される今後の災害を想定して、臨海部の災害対策を再検討すること。
- 34 葺合文化センターを元のところに戻すこと。また市役所への移転はやめること。

35 生田文化会館の市役所に移転はやめること。

36 中央区役所、勤労会館、三宮図書館の移転は中止すること。

交通問題

- 1 近郊区運賃の料金を値下げすること。通勤・通学定期の割引率の引き上げなどを行い、市内均一区間との料金格差を是正すること。
- 2 妙法寺～ひよどり台のバスを星和台まで延伸すること。
- 3 高齢化の進む花山・大池・唐櫃台・広陵・筑紫が丘・小倉台・山の街地域で、病院やショッピングセンター、役所を巡回するコミュニティバスを運行できるよう、支援すること。
- 4 高齢化の進む地域で、コミュニティバス実現のため地域が動き出した所に区役所の担当者が出向き、アドバイスをすること。
- 5 神戸電鉄の料金は高過ぎるので、引き下げるため、神戸市がさらに支援を行うこと。シーパスワンは、恒久的な施策として行うこと。神戸電鉄に敬老パス、福祉パスを適用すること。
- 6 神戸電鉄の高すぎる高校通学定期代の支援を行うこと。
- 7 神戸北町コープデイズ前の不法駐車を取り締まりを強化すること。
- 8 民間に移譲されたバス路線の短絡・減便などは行わないようバス会社に申し入れること。住民からの増便要望なども実現するよう申し入れること。
- 9 民間バスの停留所に屋根をつけるよう要望すること。ベンチも可能なところは、設置するよう要望すること。
- 10 有馬温泉～三宮間のバス、鈴蘭台～神戸駅のバスの運行回数を増やすよう、バス会社に要望すること。
- 11 北神急行の高すぎる料金をさらに引き下げるため、さらなる支援を行うこと。

- 12 谷上～しあわせの村のバス路線を土日だけでも、増便するよう阪急バスに求めること。
- 13 市バス66系統を西鈴蘭台駅まで延伸すること。
- 14 市バス65系統・ひよどり台から神戸駅を増便すること。
- 15 阪急バス150系統の増便を阪急に要請すること。

市営住宅問題

- 16 山の街市営住宅の廃止は行わない事。空き家改修を進め、若い人などの入居を促進すること。
- 17 桜の宮市営住宅の建て替えについては、全体構想を早期につくり住民に説明すること。さらに、2期以降も計画段階から途中経過も含めて、住民の要望が反映できるような仕組みをつくること。
- 18 ひよどり台市営住宅の廃止はやめること。

施設問題・その他

- 19 神鉄道場南口駅に銀行のATMの設置をするよう働きかけること。
- 20 筑紫が丘公園に防火水槽を整備すること。
- 21 花山地域、藤原台エコール・リラに交番を設置するよう関係機関に働きかけること。
- 22 鈴蘭台幹線北区間の整備の全体について、神戸市の案を示し住民とともに検討すること。
- 23 北区民センター・鈴蘭ホール・北神区民センターなどの利用料金を安くすること。
- 24 しあわせの村の会議室などの料金を安くすること。
- 25 太陽とみどりの道の整備を行うこと。

- 26 生野高原住宅に公共下水道を整備すること。また、住民合意が実現するよう尽力すること。
- 27 ひよどり台センター商店街の活性化に支援すること。
- 28 高齢者が増えている地域では、デイサービス施設など高齢者の施設を増やすよう努力すること。
- 29 北区役所が移転した跡地については、売却ではなく住民福祉のための施設や公園を神戸市がつくること。
- 30 農村地域で空き家が増えているが、この空き家を田舎に住みたい人に貸したり購入できるように、神戸市がさらに支援すること。
- 31 西鈴蘭台駅前広場東側の階段にスロープを設置し、車いすの通行を可能にすること。
- 32 しあわせの村及び森林植物園の駐車料金を引き下げること。
- 33 住宅地に近接する市所有の空き地は、一部の除草ではなく全面除草すること。
- 34 公園の除草回数を増やすこと。
- 35 長田箕谷線の星和台から岩山東トンネル手前までの側溝・歩道・法面の整備を行うこと。

兵 庫 区

インナーシティ対策について

- 1 区内の歴史・文化について、地元でも取り組みがされている。その活動に対する支援を行うとともに、市としても兵庫運河ならびに「福原京」付近を中心に、歴史を生かしたまちづくりを進めること。
- 2 兵庫運河を活用した観光対策をさらに検討し、まちの活性化をはかること。
- 3 ノエビアスタジアムは、住民の意見を聞き、利用料の値下げなどで、市民が幅広く利用できる施設にすること。
- 4 ホームページにとどまらず、区南部地域に平和記念館を建設すること。津の道ウォーク参加者や観光客等にも広く戦跡案内をすること。
- 5 若年世帯・人口の呼び戻し策として、若年世帯向け民間賃貸住宅家賃補助制度を復活すること。また、3世帯住宅建設に対して支援すること。
- 6 下水道中部処理場跡地の利用計画が出されているが、地元の活性化につながるような利用策を検討するとともに地域住民の要望を生かし、活用しやすいものとする。

中小商工業者、市場・商店街対策について

- 7 市場・商店街では、空き店舗対策等取り組まれているがなかなか集客につながっていない。商店主、付近住民の意見をよく聞き、活性化策を検討すること。
- 8 中央市場西側跡地にイオンが開業し、周辺商店街への影響が出始めている。市場商店街・個店への影響調査を行うとともに、商店街活性化策を強化すること。

バス路線について

- 9 地下鉄海岸線開通にともない、廃止された91・92系統の一部が、交通新興株式会社によって運行されているが、運行本数・時間帯・区域とも不十分である。交通局が責任をもって元の路線に復活させること。

- 10 南北交通の改善を図るため、市バス3系統、6系統、9系統を増便すること。地域住民の声を聞き、利用しやすい路線にすること。
- 11 西出地区を運行しているバス路線の内、85系統の便数を増やすこと。7系統は日常的に菜の花ロードまで回すこと。
- 12 兵庫区、長田区内の市場・病院・官公庁・鉄道駅などを循環する循環コミュニティバスを創設すること。

街づくり事業について

- 13 新庁舎の会議室は、住民が十分利用できるよう確保すること。
- 14 区民ホールは、住民の意見を聞き、活性化に役立つものにすること。また、南北交通の改善などで、どの地域の住民でも利用しやすいものとする。
- 15 西出地区の街づくりに積極的に取り組むこと。
- 16 西出町、東出町、本町の児童は、松原児童館利用となるが距離が離れている。入江地域に児童館をつくること。
- 17 地域猫については、住民合意のもと行い、環境悪化等問題が起こらないように指導援助すること。
- 18 住吉橋は、階段や螺旋状のスロープが急勾配で歩道幅が狭い。車椅子、ベビーカー、自転車も通行し、お年寄りの利用も多い。すれ違い時の接触によるトラブルもある。橋の全面付け替えを検討すること。当面、隣接して歩行者専用の橋を設置すること。
- 19 運南地域に、安価で利用しやすい文化施設をつくること。
- 20 御崎本町運河沿いに計画されているプロムナード設置では、車道幅員が大幅に減少し事故等の問題発生が心配されている。安全確保を十分に行うこと。
- 21 小山町地区内の道路に歩道柵を設置すること。

- 22 兵庫区北部のイノシシ対策、アライグマ対策を強化すること。
- 23 神田町に郵便ポストを設置するよう要望すること。
- 24 菊水西市住付近にスポーツ施設を建設すること。
- 25 川崎重工の商船建造撤退は地域経済への大きな影響が懸念されている。事業継続を強く求めること。
- 26 兵庫区勤労市民センターは、投票所となっているが、バリアフリー化されていない。歩道橋のスロープも傾斜がきつく、車いすでは利用できない。バリアフリー化すること。また、投票所は、誰でも行けるよう変更すること。
- 27 J R和田岬線は、廃止すれば商店街等への多大な影響が懸念される。廃止ではなく、街の活性化に資するよう、昼間の運行や観光にも利用できるような方策をとるよう J R に要望すること。
- 28 夢野中学校跡地については、付近自治会、住民の意見を聞いて決めること。避難所、スポーツ公園、福祉施設などを検討すること。
- 29 湊山小学校、荒田小学校の跡地は、売却ではなく地域住民の声を聴き防災、福祉に役立つものとする事。
- 30 平野地域福祉センターは階段上にあるため、高齢者の利用が困難になっている。バリアフリー化または、他の場所を確保すること。
- 31 平野小学校跡地は、スポーツ、文化行事など地域での活用ができるものとする事。
- 32 鶴越筋福寿院までのハイキングコースの街灯管理を市が行うこと。
- 33 清水町、鶴越筋 砂防ダムに滞留している土砂を撤去すること。
- 34 浜山地域の区画整理事業は、進捗状況とともに今後の予定も具体的に広く住民に知らせること。
- 35 兵庫区北部のがけ崩れ土砂災害対策をつよめ、その内容について住民に十分説明する

こと。合わせて、避難対策を住民と協議し、十分な避難所を設置すること。

- 36 学校の統廃合により、避難所が遠くなっている。それぞれの地域に強固な避難所を設置すること。
- 37 西神戸有料道路の無料化に伴い、生活道路にコンテナ車など大型車が増加したため振動や騒音、交通事故が頻発するなど問題が依然として続いている。料金の引き下げ・無料化などで山麓バイパスへの誘導を強化すること。
- 38 鴨越交差点は、北上する車両が多く横断歩道が危険である。警察と連携し、安全策を講じること。
- 39 鴨越交差点前の丸亀製麺・サンクスに、車両侵入時、歩道を通るため、歩行者が危険である。通り抜けの車両も多いため対策を講じること。
- 40 五位の池線の西行き房王寺バス停が東に移動したため、横断歩道から遠くなり、バス乗降客の乱横断が続発している。バス停を元に戻すこと。

駐輪対策など

- 41 放置自転車対策を拡充すること。特に、海岸線駅入り口周辺などに放置自転車が広がる傾向がある。不法駐輪の撤去だけでなく、駐輪場を拡張するなどの対策を強めること。
- 42 新開地ポートピア周辺では、放置自転車などが依然として解決していない。地域環境の整備を進めること。
- 43 市街地に子ども達がボール遊びのできるような小公園を整備すること。当面、区北部の空き地を調査し、計画的に整備すること。

長 田 区

- 1 乗り換えなしで使いやすいバス路線を市民の声を聞き、つくる（復活させる）こと。
- 2 区北部や山麓部での土砂災害対策を強化すること。また、私有地においても防災対策費、災害後においても復旧費を支援すること。
- 3 暴力団の抗争に市民が巻き込まれないように暴力団事務所等を撤去すること。
- 4 区内循環バス（コミュニティバス）を走らせ、高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめユニバーサルデザインの交通網をつくること。
- 5 新長田の再開発地区の被災商店へ直接個店支援や店舗の再配置などをすすめ、震災復興事業にふさわしい元気な商店街に再生すること。また、ビルの管理のあり方など商店主・所有者の意向に沿って見直すこと。
- 6 地場産業であるケミカルシューズや鉄鋼など、若手育成や販路拡大などを積極的にすすめ、地場産業としての雇用を増やすこと。
- 7 市民に親しまれ、健康づくりに役立つ、高取山や六甲縦走路、獅子ヶ池など長田の自然を整備すること。
- 8 人口減少や空き家対策のために、若者、子育て世帯の家賃補助制度を行うこと。また、商店の少ない地域において、空き家・空き店舗を利用した商店（街）づくりを支援すること。
- 9 いかなごをはじめ地域観光にも役立つよう駒ヶ林漁港を整備すること。
- 10 JR新長田駅の快速停車や東口の復活すること。また、神鉄長田駅のバリアフリー化をすすめること。
- 11 南部海岸部での津波対策を強化し、防災計画を住民とともに作成して広報を徹底すること。
- 12 新長田再開発地区内の国道2号線の地下道について、震災復興の様子や鉄人と三国志

の取り組み、地域活性化、減災などの取り組みが外来者にも分かるように整備すること。

- 13 水笠通4～6丁目（松野通2～4丁目）の細田線は、凸凹が多く、横断歩道もかすれているので修繕すること。
- 14 新湊川に沿った御蔵通6・7丁目～菅原通7丁目の道路で、隆起してバイク通行が危いところがあるので修繕すること。
- 15 最近全体的に、道路の横断歩道や◇マーク（この先横断歩道アリ）などがかすれて消えかけているのが目立つ。定期的に点検して整備すること。
- 16 大塚町1丁目、片山町町1丁目の新湊川の欄干に沿ったブロックが凸凹し、近隣住居の車の振動が大きくなったと聞いている。現場を確認して修繕すること。
- 17 西代通1丁目交差点の北側で、大型車両（バス等）通過が多くなり、マンホール等の隆起で近隣住居が振動すると聞いている。現場を確認して修繕すること。

須 磨 区

- 1 神戸～三木線について、道路拡張工事の早期完成へ向けて、地元住民や沿線の事業者などとの合意をはかりながら工事の促進をはかること。また、工事の進んでいない沿線や広畑橋以北の沿線について、通学児童や歩行者の安全をはかるため、ガードレールの設置や歩道の拡幅などすすめること。
- 2 大手町バス停の西側すぐの交差点（勝福寺下）については、引き続き安全対策に万全を期すること。交通量が多く、出会い頭の接触事故も時々起きている。子どもやお年寄りの横断を心配する声も多く、点滅信号などの設置も含め、周辺住民の意見も反映しながら安全策を講じること。
- 3 大手町の西行きバス停を設置し、利用者の利便をはかること。
- 4 須磨橋東詰交差点について、青信号の時間が短く南北の横断に渡り切れないとの声が出ている。改善を県警へ要望すること。
- 5 中央幹線沿線の戸政町周辺において、大型車の通行規制なども含め、騒音対策をとること。
- 6 旧須磨高校跡地付近の宅地開発にともなう、交通量の増加や周辺道路への通過車両の流入などへの対応は、地元住民の意見も聞きながら適切に安全策を講じること。
- 7 須磨多聞線については、計画を中止すること。地元住民との話し合いは道路建設を前提とせず、景観や居住環境、土地活用のあり方など住民の意見を尊重し、合意形成をはかること。
- 8 緑が丘を経由する路線バスについて、30分に1本へと増便し、利便性を向上させること。最終バスを午後9時ごろまで延長すること。
- 9 125系統について、早朝の時間帯を拡大し、通勤の利便を図ること。
- 10 リファール横尾や須磨パティオの店舗の一部を活用し、ベンチの設置だけでなく地域住民が集える「憩いのスペース」などを設置し、地域住民の交流をはかる場として活用を図ること。

- 11 JR須磨駅や地下鉄名谷駅、板宿駅など主要駅をはじめ、区役所・病院・文化施設など、しあわせの村を含む区内の主要施設を経由する周回バスを検討し、利用者の利便性の向上をはかること。
- 12 西須磨周辺や禅昌寺、白川台、北落合、若草町、多井畑東町や妙法寺住宅など、坂道の多い地域やバス空白地域への利便性向上や高齢者対策として、コミュニティバスなどの運行を住民とともに検討すること。
- 13 79系統の東白川台循環バスについて、朝や夕・夜の時間帯へも拡大すること。
- 14 75系統の須磨区役所前などを経由する便を1時間に1便の運行へ改善すること。
- 15 水族園止まりのバス路線を一ノ谷まで延伸すること。
- 16 南須磨方面から板宿商店街方面へ直接行けるようバス路線を増便すること。
- 17 地下鉄名谷駅から神戸医療センター敷地内を経由するバスの運行を早期に実現すること。
- 18 山陽電鉄月見山駅周辺の商店街の活性化や、バス路線の増便などを含めた地域一帯の振興策をはかること。
- 19 区内に文化行事やコンサートなどが可能な、固定式座席のある音響設備の整ったホール整備を検討すること。
- 20 広く住民参加を保障しながら議論を積み上げ、須磨ニュータウンの将来像について検討をすすめること。
- 21 北須磨文化センターの駐車料を元に戻すこと。また、講座利用者などの利便を図るため、無料時間の拡充や割引料金を適用するなど便宜をはかること。
- 22 北須磨文化センターの図書室を市立図書館の分館へ移管し、内容の充実をはかること。
- 23 山陽電鉄月見山駅周辺に設置された暫定の自転車駐輪場を恒久化すること。

- 24 鹿松周辺に投票所を設置すること。投票に行きにくく、早急に不便を解消すること。
- 25 西須磨地域で避難所に指定されているのは「一ノ谷プラザ」と「西須磨小学校」しかない。安全に避難できるよう対策を期すこと。特に一ノ谷プラザについては、土砂災害警戒区域内に設置されていることから、避難所のあり方として再検討すること。
- 26 西須磨地域で避難所2箇所では、長期・多数の避難者の受け入れは困難。西須磨警察署跡地に、老人施設や児童施設とともに避難所機能を備えた集会所などを設置すること。
- 27 山陽電鉄須磨駅・東須磨駅のバリアフリー化を早急に実現し、沿線住民の利便を向上させるよう、山陽電車にエスカレーターやエレベーターなどの設置を引き続き強く働きかけること。
- 28 区内のバス停に屋根やベンチの設置をすすめること。また、屋根などの安全点検を徹底すること。
- 29 須磨区において認可保育所を増やすこと。また、名谷駅前の保育所用地を活用するなど検討すること。
- 30 だいち小学校の校舎増築や校区再編の可能性も含め、児童数増加への対応策を検討すること。
- 31 落合池の水をきれいにすることも含め、市民の憩いの場として整備すること。駅側の部分についても可能な限り整備すること。
- 32 離宮公園、離宮道周辺について、黒姫松の並木を含め景観の保全につとめ、周辺地域における景観の保全などを最優先し、高層マンション等の建造物を規制すること。
- 33 地下鉄総合運動公園駅、名谷駅、妙法寺駅、板宿駅のホームに安全柵を設置すること。
- 34 土砂災害危険か所の多い須磨区において、日頃の防災意識を高めることを目的として、現在の土砂災害警戒区域の状況調査と診断、結果を住民に周知し、啓発につとめること。また避難や災害防止策など、地域の実情に応じた対応策を地元住民とともに検討し、取り組むこと。

- 35 須磨浦公園や椿谷公園、名谷公園などをはじめ、区内の公園について周辺の居住環境に配慮し、うっそうとならないよう剪定すること。
- 36 名谷南会館の管理運営については、市またはOMこうべが直接管理し、ニュータウン対策に責任を持つこと。
- 37 須磨パティオ・地下鉄名谷駅周辺の駐輪場について、無料のエリアを拡大すること。センタービル横の駐輪場の開扉時間を早朝・夜間それぞれ拡大すること。
- 38 須磨消防署を建て替えたあとの余剰地については、地域住民の防災や利便に資する活用のあり方を検討すること。
- 39 小学校・中学校に公共交通機関を利用して通学する子どもたちの定期代の補助制度の拡充をはかること。
- 40 妙法寺小学校、横尾小学校の校区のあり方について、地元の意見を聞きながら検討すること。
- 41 県立こども病院の果たしてきた機能を現地で再開できるよう県市協調してとりくむこと。
- 42 県立こども病院の跡地については、医療や介護などの福祉施設をはじめ、住民の意見も聞きながら地域住民の福祉向上に資する施設を誘致すること。
- 43 旧竜が台幼稚園跡地について、集会所として活用できるよう整備すること。

垂 水 区

- 1 保育所入所を希望しながら入所できない児童数が多い垂水区内に、公立も含む認可保育所を新設すること。
- 2 区内で6年生まで受け入れる学童保育施設を平成30年度中に、早急に受け入れ、施設を拡充すること。
- 3 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を増設すること。
- 4 一人暮らしの高齢者、障がい者の見守りや親身な支援体制の充実をはかること。
- 5 垂水区内で、路線バスがない地域をなくし、交通弱者対策を強め、すべての区民の社会参加の機会を保障するために、住民参加でバス路線の新設を検討していくこと。また、山陽電鉄やJRの区間にも福祉パス・敬老パスが利用できるよう検討すること。
- 6 垂水区海岸部・JR沿線以南の津波対策を具体化すること。
- 7 垂水駅について。
 - ①JR、山陽電鉄では、駅員不在で窓口が一時閉鎖されているところがある。駅員を常時配置して、高齢者や障害のある人でも安心して駅を利用できるようにはたらきかけること。
 - ②JR垂水駅のホームは乗降客が多い上に島状にカーブしているため、特に視覚障がいをもつ人には危険である。ホームドアを設置し、常時駅員を配置するようにはたらきかけをおこなうこと。
 - ③垂水駅東口にエスカレーターまたはエレベーターを設置すること。
- 8 JR舞子駅とバス停との導線の円滑化対策。
 - ①バス乗り場の階段を高齢者・障がい者の歩行に負担をかけない対策をたてること。
 - ②エレベーターの付け替えを検討すること。
- 9 山陽西舞子駅に沿う路線沿いの安全対策について、関係機関にはたらきかけること。
 - ①JRと山陽電鉄との間に安全柵のある平らな退避スペースを設置すること。
 - ②踏み切り遮断の後、国道2号線を渡る信号待ちのための退避場所の地面を平らにすること。

- 10 垂水養護学校と青陽西養護学校の西神南地区への統合・移転によって、垂水区内の障がいをもつ子どもたちと家庭への負担と不安が増してくる。
- ①跡地の民間への勝手な売却は絶対に行わないこと。庁内検討会だけで結論付けるのではなく、より多くの住民からの願いを聴き入れる会合を計画すること。
- ②それぞれの跡地活用については、
- ・いぶき明生支援学校の「分校」としてなど、障がい児学校としての機能を残すこと。
 - ・認可保育所、児童館、公園、集会所など、住民から要望が出されていることを踏まえて、検討すること。
- 11 垂水体育館を利用する市民のために、駐車場を拡張すること。体育館の隣には廃校となった垂水養護学校の駐車場があり、ここを利用できるように検討すること。
- 12 市営旭が丘住宅・市営北舞子住宅10号棟など、廃止住宅の解体に伴うアスベスト対策をしっかりとおこなうこと。また、安易に売却せず、市民が必要とする跡地利用を検討すること。
- 13 商大線仲田交差点に信号機を設置すること。
- 14 垂水年金会館を今後も存続させ、市民がより利用しやすい公共施設として整備すること。
- 15 神陵台・南多聞台など明舞団地北部と垂水区内の各地域を結ぶバス路線は50系統と52系統だけであり、バスやJRを乗り継がなければ区役所等に行けず、たいへん不便である。垂水一掖済会病院―多聞台を結ぶバス路線を、神陵台まで延伸するよう、山陽バス(株)に要請すること。
- 16 58系統の西区地域のバス料金が、距離制のため割高になっている。国に改善を求め、1区間制とし、58系統・JR朝霧駅―地下鉄伊川谷駅間のバスを増便すること。
- 17 朝・夕ラッシュ時の50系統・JR朝霧駅―地下鉄学園都市駅のバスを増便すること。
- 18 コミュニティ活動の充実のため、神陵台地域に、誰もが自由に制限なしに利用できる低料金の集会所を建設すること。
- 19 多聞台地区の再生計画の策定に、地域住民の要求が直接反映されるようにすること。

多聞台4丁目の旧厚生年金住宅の空き地及び多聞台児童館跡に、地元関係者の要望を入れ、地域発展のための公共施設を建設・誘致すること。

- 20 神陵台5丁目の南多聞三角公園に、トイレを設置すること。
- 21 57系統は利用者が増えている。1時間2本に増便すること。
- 22 59系統のダイヤを改正すること。午前7時台に1本増便すること。
- 23 ベルデ名谷に巡回バス路線の設置を計画すること。
- 24 決して営業成績が良くなくても、住民からの強い要望がある路線がある。増便を検討すること。
 - ①市バス121系統を増便すること。
 - ②新多聞地区から垂水駅までのバス路線の増便を山陽バスと協議して行うこと。
- 25 掖済会病院の小児科が外来・小児科病棟とも廃止される。継続のための支援策を講じること。また、他に産科や小児科、小児救急に対応できる医療機関を増設すること。
- 26 学が丘6・7丁目付近について。坂道のため移動が困難な高齢者や障がい者に配慮し、小東山小学校以外に近くに投票所を設置すること。
- 27 学園南地区（舞多聞と東・西、小東台、小東山手）について
 - ①認可保育所を整備すること。
 - ②学童保育やその他の子育て支援は、学園南公園内への仮設の建設で対応するのではなく、神戸市として用地を確保し、児童館を整備すること。
 - ③舞多聞交通渋滞対策の協議を中断させず、地域住民の代表も含めて継続して行うこと。
 - ④小東台・小東山手地区に住む中学生は現在、多聞東中学校に通っているが、通学に大きな負担がかかっている。中学校を新設すること。
 - ⑤大手量販店の出店による県道長坂垂水線（488号線）の小東山6丁目交差点付近の交通渋滞はいまだ改善されているとは言えない。交通事故から歩行者の安全を守るため歩道橋の設置を検討するなど、兵庫県と協議し、対策を具体化すること。また、深夜営業による地域住民からの不安にも機敏に対応すること。
 - ⑥多聞町と小東山手3丁目の間にある東西の道路は子どもの通学路になっている。県道488号線との交差点を横切る際の安全対策として、信号機を設置すること。

- ⑦郵便局を設置すること。
- ⑧三宮行き直通バスを増便すること。
- ⑨舞多聞地区からJR垂水駅・JR舞子駅にへ直通するバス路線を新設すること。
- ⑩「舞多聞中公園に砂場をつくってください」と子どもたちから要望が出されている。住民の意見を踏まえて、設置を検討すること。

28 舞子陵について

- ①新たに駐車場が新設されたにもかかわらず、路上駐車が目立つ。駐車場へ誘導すること。
- ②トイレをきれいにする。
- ③雨の日に、バイクが横転することもある。北舞子3丁目と直結する坂道の道路など、舗装整備を計画的に進めること。

29 つつじ小学校は子どもの減少で、学校の統廃合の対象になっているが、安易な統廃合をするのではなく、学区の見直しと地域のコミュニティセンターを併設すること。

30 桃山台中学校のグラウンドの手入れによって、砂埃が激しい。砂埃にならないような土を使用すること。

31 つつじが丘5,6丁目北の交差点（須磨一多聞線）を両側2車線と右折レーンにし、信号機に右折表示をすること。

32 市有地（塩屋6丁目19松下宅北）が長年放置されてきている。高齢者の多い地域でもあり、住民が気軽に使える会館を建設すること。

33 高尾ガードの拡張工事を——垂水駅と塩屋駅の間では、2号線から北に曲がる道は1本しかない。車2台すれ違うのも大変な狭いガードである。拡張すること。

34 塩屋町5丁目は急な坂道が多い地域である。新しい家の建設が進められており子育て世代も多い。公園を整備すること。

35 塩屋地域の幹線道路について道路計画が進められているが、長期に時間がかかっている。通学路でもあり、子どもたちが歩行者が安全に通行できるような対策を立てること。

- 36 塩屋地域では住民の努力によってコミュニティバスの本格走行を始めている。しかし、目標を達成しない日が多く、経営的には厳しい状況にある。赤字を業者に押し付けるのではなく、行政の責任を明確にし、適正な支援をお願いしたい。また住民がコミュニティバスについての情報を発信する「ニュース」を発行するにも、財政補助がないために住民の募金によって発行がされている。ここへの支援を検討すること。
- 37 塩屋・中野センターまえの私橋の陥没が放置されている。1日700人が通行するが民地であるということから、市からの援助が断られている。住民の安全のために、市として何らかの補助を検討すること。
- 38 老朽化し耐震にも問題がある「中野センターを市が買い上げ、公民館にしてほしい」という声が地域住民から上がっている。ぜひ検討すること。
- 39 塩屋地域は高齢化により空き家が多く、放置されたままとなっている。空き家対策をすること。
- 40 国道の渋滞解消のため、東向きは2車線にする工事が終了したが、西向きは1車線のままとなり、夕方、西向きの渋滞は解消されていない。根本的な対策を立てること。
- 41 垂水小学校の講堂は3階にあり、地域の人たちも利用する。高齢者の多い地域でもありエレベーターの設置をすること。
- 42 御霊町6の34「ジーンズ・イトシマ」前の交差点は、道幅も広く高齢者がわたるのが危険であり、一旦停止を守らない車も多い。点滅信号を設置すること。
- 43 市立垂水東中学校の西側、青山台3丁目5と3の間のT字交差点のところは、車がスピードを出してはしることも多く、登下校の時の子どもが危険である。「子ども飛び出し」の表示を設置すること。
- 44 区民が自由に使える集会所、中規模の中ホールなどを整備すること。垂水北部に図書館を設置すること。
- 45 滝の茶屋、平磯緑地の万葉歌碑や五色塚古墳、大歳山遺跡など区内に散在する名所・史跡を大切にし、観光PRを強化すること。垂水区の歴史を編集した書籍を作成すること。

46 兵庫県立大学セミナーハウスが、平成24年度から使用されず、今後の利活用について検討されている。安易な取り壊しと民間への売却を行わないように、兵庫県に申し入れること。

- 1 神戸電鉄粟生線は、兵庫県や関係自治体の無利子貸付実施などの支援が行われているが、問題の根本的解決はこれからである。沿線住民に欠かせない公共交通である神戸電鉄粟生線を、安全で便利で使いやすいものにするよう基本計画でもしっかり位置づけること。鈴蘭台から押部谷間の全線複線化、スピードアップ、運賃の引き下げ、魅力ある車両への更新、木幡駅、栄駅、押部谷駅前の自家用車駐車場所を確保すること。バス停改善、とりわけパークアンドライド導入の駐車場整備は急務である。
 - ①粟生線利用の高齢者が便利のように循環福祉バスをつくることなど、駅に人を集める計画をつくって取り組むこと。
 - ②工業団地内で循環バスの社会実験が行われているが、木津駅の積極的利用を工業団地の企業に引き続き働きかけること。
- 2 神戸電鉄粟生線の問題で、活性化協議会などで努力が行われているが、もっと、住民参加を広げて、国と兵庫県、神戸市や三木市、小野市、学識経験者がそれぞれの責任を明確にして国へ強く要望をあげて取り組むこと。神戸市総合交通計画に基づいて神戸電鉄粟生線沿線の活性化を具体化すること。
- 3 市営地下鉄への阪急相互乗り入れは、西神中央はじめ地下鉄沿線の商業施設に重大な影響を与える。乗り入れ構想は、中止すること。
- 4 ダイオキシンの問題が起きた神出町には産業廃棄物最終処分場が集中している。これ以上増やさないことと同時に、処分場周辺への不法投棄も多いことから、巡回を強化すること。
- 5 区役所移転に伴い、岩岡・神出地域から西神中央駅までのバスの便数を増やすこと、西神中央からの終バスの時間を延長することを神姫バスに要請すること。
- 6 西区には公共の集会施設が少なすぎる。勤労市民会館を建設すること。既設の建築物の利用も含めて検討すること。
- 7 西区では、児童館を地理的に利用しにくい地域で重複設置を進めてきている。北山台と富士見が丘地域の児童は、地理的に児童館の利用ができない状況となっている。両地域の児童が利用できる地域児童館を北山小学校の空き教室利用で早期に設置すること。

- 8 区内小学校の余裕教室を早期に学童保育に開放すること。
- 9 西神南ニュータウンは今後も生徒数が増加し続ける。小学校も3校に増えている。井吹台中学校の過密解消のため、開発計画通り井吹台地域に中学校を早急に新設すること。
- 10 西神南ニュータウンのいぶきの丘小学校の通学路、北町一丁目に信号を設置すること。
- 11 西神南ニュータウン内には、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターがなく、高齢者は近隣の施設へバスで送迎されているが、時間もかかり、体にきつい。団地内に建設すること。
- 12 西神南ニュータウンには三井住友銀行とみなと銀行のATMはあるが、窓口が閉鎖されたままである。再開させること。
- 13 児童館・センターで色々な参加メニューがあるが、西区は広いため、参加したくても児童館が遠く、交通の便も悪く、参加しにくい。西区の地形的特殊性を考慮にいれ、必要などころには、児童館を増設すること。
- 14 玉津福祉ゾーンの整備を引き続きすすめること。整備にあたっては、障がい者団体等の意見を反映させること。
- 15 区役所が現在地から西神中央駅の近くに移転するが、玉津庁舎の利用計画には地元の意見をよく反映させ、玉津庁舎に図書館の分館を北地区同様作ること。また市民の活動を支援できる大小の会議室を確保すること。
- 16 国道175号線玉塚台7丁目、神戸信用金庫前バス停付近及び、コーナン前北行きバス停付近には駐輪場がないため近隣の細い路地まで駐輪されている。神戸市として無料の駐輪場用地を確保し整備すること。
- 17 神戸市が開発・分譲した美穂が丘にトーヨー跡地に新たなスーパーを誘致すること。
- 18 月が丘は神戸市が開発した団地である。郵便局(ATM)と開業医(内科医・歯科医など)を誘致すること。

- 19 西神ニュータウンを東西で分離するのではなく住民の交流のため、乗り換えをしなくても相互に行けるよう路線、ダイヤの変更をするよう働きかけること。
- 20 西神中央にある西区の図書館は手狭で、蔵書も増やしてほしいという意見が強い。市内最大の人口の西区にふさわしい図書館になるよう、市民や利用者の意見を聞いて拡充すること。
- 21 現在の区民センター内の学習ルームの改善は、今後、西区図書館の充実と一緒に、アンケートを取るなど利用者の声をよく聞いて、受験生などが使いやすく、集中して勉強ができるようにさらに改善すること。
- 22 西神中央出張所の業務をいっそう拡大し、区役所移転するまで、区役所なみの住民サービスを拡充すること。
- 23 西区内の幹線道路・神戸三木線の拡幅について、特に押部谷町木津から三木市境までの区間は、地域住民の意見を十分聞いた上で、実施を検討すること。
- 24 岩岡連絡所の施設利用者のためバリアフリー化が必要である。震災後、大沢に災害復興公営住宅が整備され、障がい者の入居も多く、車いす利用者も増えている。高齢者のためにも、早急にエレベーターを設置すること。
- 25 西区内の各連絡所の集会施設が行政施設という名目で事実上、一般市民が利用できなくなっている。集会施設が少ない地域が圧倒的であり、一般市民に開放すること。
- 26 地域福祉センターを常時利用していないところもある。また、集会所利用への制約が多く利用しづらい。定期的でない一般市民の利用がもっとできるよう改善するよう指導すること。
- 27 県道平荘・大久保線の「ヒラキ」西側道路の整備が行われ、交通量も増えている。福吉台入り口の信号機を設置するよう、関係機関に働きかけること。
- 28 富士見ヶ丘のメイン通りが三木市からの通り抜け道路になっており、特に朝の出勤時間帯の渋滞がひどく、地域住民への迷惑となっている、何らかの対策を講じること。
- 29 国道175号線の田中団地北の信号と田中団地入り口を結ぶ、宮下全域を通過する道路が、周辺からの通り抜け道路として利用され、特に宮下3丁目と2丁目境の交差点で近

年事故が多発している。広域的観点から、安全策を自治会と一緒に検討すること。

- 30 押部谷町笠松峠の三叉路に信号機を設置するよう、関係機関に働きかけること。
- 31 玉津町明石大橋から明石市までの明石川堤防上に歩道を整備し、歩行者の安全を確保すること。
- 32 玉津町今津、西河原の排水路建設は、住民の要望に応え、工事が進んでいるが、温暖化による豪雨災害の頻発がいわれている今、さらに抜本的な進捗が求められている。最下流の住民の不安にこたえて、内水の排水ポンプ設置も排水路建設と一体に、早急に行うこと。
- 33 神出町東の宮本歯科前から県道へ通じる市道は、一部農道の利用や、一部の区間は民家の間の生活道路を走っている。交通量が多いのにすれ違いが困難な道路となっている。早急に拡幅整備し、歩道も設置して、道路の改良をおこなうこと。
- 34 元県営明石西公園に市民トイレを再設置するよう、引き続き県に働きかけること。
- 35 消防力の足りていない神出・岩岡と人口増加の激しい西神南にポンプ車を配置するための出張所を設置するなどの対策を講じること。
- 36 神出町北交差点から稲美町へ通じる県道65号線は制限時速が50キロで、大型車が制限以上の速度で利用するため、振動がひどく道路の痛みも早い。周辺住民の農地利用に道路を利用するにも危険が伴う。制限速度を40キロ以下に下げよう関係機関に要望すること。
- 37 J A兵庫六甲玉津支所から南東に曲がるカーブは直角で歩道が急傾斜しており、危険。舗道の安全対策をとること。
- 38 上池の市営玉津住宅は昭和46～47年に建てられている。老朽化が進み、建て替えが急がれる団地である。期間を定めて早急に建て替えの対策を始めること。
- 39 地下鉄各駅にバリアフリーの降車場があるが、屋根が停車部分のみで、結局濡れてしまう。車イスで濡れずに改札まで行けるようわずか数メートルの距離だが、屋根をつけるよう交通局と建設局で協議すること。

発行 日本共産党神戸市会議員団

〒650-0001 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市市議会内

電話 078-322-5847 FAX 078-322-6165

ホームページ <http://www.jcp-kobe.com>